

参 考 資 料

アンケート調査票

回答に当たっての留意事項

- 1 アンケート調査票への回答は、同封されているCD-R内のアンケート回答用紙（エクセルファイル）に入力して行ってください（詳細は、同封されている「回答作成方法等」を参照してください。）。
- 2 平成29年3月末時点の状況を回答してください。
- 3 回答に際して参考となる資料（貴機関のコンプライアンス・マニュアルや研修資料等）があれば、提出してください。

貴機関の概要

1 貴機関の名称等

発注機関名	回答用紙に入力してください。	回答者名 (役職)	回答用紙に入力してください。
所在地	回答用紙に入力してください。	連絡担当者名及び連絡先（電話番号等）	回答用紙に入力してください。

2 貴機関の概要等

ア 貴機関の区分を回答してください。

- ① 国の機関
- ② 都道府県又は政令指定都市
- ③ 中核市又は人口 20 万人以上の地方公共団体（上記②を除く。）
- ④ 人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体
- ⑤ 上記②～④以外の地方公共団体
- ⑥ 政府出資法人

イ 貴機関の職員の数を回答してください。

職員数	回答用紙に入力してください。
-----	----------------

ウ 貴機関における年間発注実績について、以下の選択肢からお選びください。

- ① 5 億円未満
- ② 5 億円以上 10 億円未満
- ③ 10 億円以上 20 億円未満
- ④ 20 億円以上 30 億円未満
- ⑤ 30 億円以上 40 億円未満
- ⑥ 40 億円以上 50 億円未満
- ⑦ 50 億円以上 100 億円未満
- ⑧ 100 億円以上 200 億円未満
- ⑨ 200 億円以上 300 億円未満
- ⑩ 300 億円以上 400 億円未満
- ⑪ 400 億円以上 500 億円未満
- ⑫ 500 億円以上 1000 億円未満
- ⑬ 1000 億円以上 2000 億円未満

- ⑭ 2000 億円以上 3000 億円未満
- ⑮ 3000 億円以上

※ 貴機関の平成 28 年度の調達（工事、製造、財産の買入れ、物件の借入れ、役務及び運送、保管）の総額について、上記の選択肢の中から該当する区分を選択して回答してください。
平成 28 年度の発注実績が確定していない場合には、平成 27 年度の実績でも構いません。

エ 貴機関における予定価格の事前公表・事後公表等の状況について、以下の選択肢からお選びください。

- ① 事前公表
- ② 事前公表と事後公表の併用
- ③ 事後公表
- ④ 非公表
- ⑤ 非公表と事前公表の併用
- ⑥ 非公表と事後公表の併用
- ⑦ 非公表と事前公表と事後公表の併用

オ 貴機関の職員が過去 10 年間に官製談合事件^(注)に関与したことがありますか。ある場合、時期（職員が逮捕又は起訴等された時期）と事件区分（a～e）を記載してください。

（注）官製談合事件とは、発注機関の職員が入札談合等に関与することにより、下記に該当する事件をいいます（以下同じ）。

- a 職員が独占禁止法第 89 条の共犯となった事件
- b 職員について公正取引委員会が入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項各号）を認定した事件
- c 職員が入札談合等関与行為防止法の職員による入札等の妨害の罪（第 8 条）を犯した事件
- d 職員が刑法の競売入札妨害罪（第 96 条の 6 第 1 項）を犯した事件
- e 職員が刑法の談合罪（第 96 条の 6 第 2 項）の共犯となった事件

① ある

時期： 年 月 事件区分： ー

時期： 年 月 事件区分： ー

② ない

研修

問 1 入札談合等関与行為防止法の研修

貴機関では、過去3年間（平成26年度～28年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。研修を実施したことがある場合は、研修を開始した時期及び研修を開始した契機を具体的に記載してください。

なお、職員の職記保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。

- ① ある（平成____年____月）（→問1－2へ）

【記入例】

・平成26年10月、県内の他市の発注担当職員による官製談合事件が発生したため、平成27年度から主に発注担当者を対象として実施した。

- ② ない（→問2へ）

問1－2

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部課室ですか（複数回答可）。

- ① 契約担当部課室
② 発注担当部課室
③ コンプライアンス担当部課室
④ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

・希望者は全て所属する部課室に関係なく対象としている。
・各部課室の庶務担当職員を対象としている。

問1－3

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものでですか（複数回答可）。

- ① 幹部・管理職
② 一般職員
③ 非常勤職員
④ 1年以内に退職を予定している職員
⑤ 対象は限定していない
⑥ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

・土木部新任部課長を研修の対象としている。
・新規採用者を研修の対象者としている。

問1－4

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。

- ① 半年に1回程度
② 1年に1回程度
③ 2年に1回程度
④ 3年に1回程度
⑤ 不定期に実施している
⑥ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

・県内の〇〇市で入札談合事件が発生した平成〇〇年度に1回だけ開催した。
・階層別研修、新規採用者研修、担当課による毎に年間で複数回実施している。

コンプライアンス専任部課室の設置

問 2 コンプライアンス専任部課室の設置

貴機関では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置していますか。設置している場合は、設置した時期を具体的に記載してください。

- ① 担当管理職のいる専任部課室を設置している
② 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当班等を設置している
③ 人事課・総務課等の既存部課室の中に専任の担当者を置いている
④ 人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
⑤ 設置していない
⑥ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

・総務課に設置し、任期付職員として弁護士資格を持つ者を配置している。
・人事課内に、コンプライアンス相談員を置くとともに、独立した受付窓口として、外部人材のコンプライアンス監視員を置いている。

コンプライアンス・マニュアル

問 3 コンプライアンス・マニュアルの作成

貴機関では、コンプライアンスに関する服務規程やマニュアル等（以下「コンプライアンス・マニュアル」といいます。）を作成していますか。

- ① 作成している（→問3－2へ）
② 作成していない（→問4へ）

問3－2

問3で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。また、明記している場合は、明記した時期を具体的に記載してください。

- ① 明記している（明記した時期：平成____年____月）
② 明記していない

問 4 発注担当職員向けマニュアルの作成

貴機関では、問3のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。また、作成している場合は、作成時期を具体的に記載してください。

- ① 作成している（お手数ですが、1部お送りください）（作成時期：平成____年____月）（→問4－2へ）
② 作成していない（→問5へ）

問 4－2

問 4 で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルにはどのような項目を記載していますか（複数回答可）。

- ① 入札談合等関与行為防止法の概要について
- ② 外部からの働きかけに対する留意点について
- ③ 秘密情報に該当する情報及びその管理について
- ④ 官製談合事件の紹介・解説
- ⑤ 貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説
- ⑥ 研修の実施について
- ⑦ 懲戒処分の規定について
- ⑧ その他（具体的に記載してください）

【記入例】
・発注機関の長から職員に向けた規律維持に関する訓示を掲載している。

問 4－3

問 4 で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルの内容について、作成以降に見直しを行っていますか（組織改編による通報窓口等部署の変更等の形式的な見直しは除く）。また、行っている場合は、見直した内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている

【記入例】
・職員からのよくある問い合わせを Q & A 集としてまとめ、マニュアルに追加した。
・職員により身近に感じてもらうために、他の自治体の違反事例を掲載した。

- ② 行っていない

懲戒規定の整備

問 5 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒

貴機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものを行います。）はありますか。

なお、官製談合事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は「②ない」と回答してください。

【例 1】

入札談合等関与行為の排除及び防止（並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰）に関する法律第 2 条第 5 項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は〇〇とする。

【例 2】

入札等により行行契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は〇〇とする。

- ① ある

- ② ない

公共調達に関する外部からの働きかけに対する対応／秘密情報の管理

問 6 外部からの働きかけに対する対応

近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受け、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴機関ではこのような取組を行っていますか。また、取組を行っている場合は、取組を開始した時期と取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている（お手数ですが、関係資料を 1 部お送りください）（取組を開始した時期：平成____年____月）

【記入例】
・外部からの働きかけの事実を記録し、上司への報告及びび外公表を義務付ける制度を導入している。
② 行っていない

問 7 外部との接触における留意点

貴機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、応対は一人では行わない、定められた場所で行うなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。また、周知している場合は、周知を開始した時期を具体的に記載してください。

- ① 定めており、周知している（周知を開始した時期：平成____年____月）（→問 7－2 へ）
- ② 定めているが周知していない（→問 7－2 へ）
- ③ 定めていない（→問 8 へ）

問 7－2

問 7 で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、留意すべき事項について運用状況を確認していますか。また、確認している場合は、確認方法を具体的に記載してください。

- ① 確認している

【記入例】
・外部との接触に関する記録の実施状況について、〇〇部で監査を実施しており、必要に応じて職員にも直接確認を行っている。
② 確認していない

問 8 秘密情報の管理に関する取組

貴機関では、入札等に係る秘密情報が何であるか（例えば、公表されていない予定価格、指名業者名、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等）や、それらが秘密情報として扱われる期間について定め、その内容を職員に周知していますか。

- ① 定めており、周知している（お手数ですが、関係資料を 1 部お送りください）（→問 8－2 へ）
- ② 定めているが周知していない（→問 8－2 へ）
- ③ 定めていない（→問 9 へ）

問 8－2

問 8 で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機関に
お尋ねします。貴機関では、入札等に係る秘密情報の管理方法について明記した規定を定め、その内容を
職員に周知していますか。

- ① 定めており、周知している（お手数ですが、関係資料を 1 部お送りください）（→問 8－3 へ）
- ② 定めているが周知していない（→問 8－3 へ）
- ③ 定めていない（→問 9 へ）

問 8－3

問 8－2 で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機
関にお尋ねします。当該規定の内容を教えてください（複数回答可）。

- ① 文書の持ち出しを制限している
- ② FAX、メールの通信記録を取ることとしている
- ③ 秘密情報を扱う部署への立入りを制限している
- ④ 重要度に応じて機密区分を設け、保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している
- ⑤ 電子データのアクセス制限を設けている
- ⑥ 情報管理責任者（部署）を定めて監査等を行っている
- ⑦ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

- ・情報システムの使用に際し、ログインID及びパスワードを設定し、使用者を制限している。

公益通報窓口

問 9 公益通報窓口の設置・利用

貴機関では、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置してい
ますか。設置している場合は、設置を行った時期を具体的に記載してください。

- ① 設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている）（→問 9－2 へ）
- ② 設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている）（→問 9－2 へ）
- ③ 設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている）（→問 9－2 へ）
- ④ 設置していない（→問 10 へ）

問 9－2

問 9 で①～③のいずれかと回答した発注機関にお尋ねします。公益通報窓口について、直製談合事件に
関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか。

- ① 行っている
- ② 行っていない

問 10 外部からの情報収集

貴機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度がありますか。また、
ある場合は、取組や制度の内容を具体的に記載してください。

- ① ある

【記入例】

- ・誰でも直接意見を提出できる投書箱及びウェブサイトにより情報収集を行っている。

- ② ない

発注担当部課室と契約担当部課室の分離

問 11 発注担当部課室と契約担当部課室の分離

貴機関では、発注担当部課室と契約担当部課室を分離していますか。また、分離している場合は、分離
することとした時期を具体的に記載してください。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部実施しているといった場合には「①分離し
ている」を選択してください。

- ① 分離している（分離することとした時期：平成____年____月）
- ② 分離していない

問 12 仕様書等のチェック

入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか（複
数回答可）。

- ① 発注担当部課室で内部チェックを行っている
- ② 発注担当部課室とは別の契約担当部課室でチェックを行っている
- ③ 「入札監視委員会」等の第三者機関がチェックを行っている
- ④ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

- ・複数の部局の管理職職員で構成する専門委員会を開催してチェックを行っている。

- ⑤ 特に行っていない

人事上の配慮

問 13 発注担当職員の長期配属

貴機関では、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長
期間同一ポストに配置されるのを避けるようにする人事上の配慮を行っていますか。

- ① 行っている（→問 13－2 へ）
- ② 行っていない（→問 14 へ）

問 13－2

問 13 で「①行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。発注担当職員と特定の事業者又は事業
者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の長期配属を限度としていますか。

- ① 2 年間
- ② 3 年間
- ③ 4 年間
- ④ 5 年間
- ⑤ 6 年間
- ⑥ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

- ・幹部職員は 1～3 年、一般職員は 3～5 年を限度としている。
・同一ポストは 3 年、同一課内は 5 年を限度としている。

問 14 OBの再就職

過去の官製談合事件では、発注機関職員が退職後に、入札等に参加する可能性のある事業者又はその業界団体（以下「入札参加事業者等」といいます。）に再就職し、元の職場などに営業活動等を行っており、当該OBが現職の職員に対して法令に違反するような行為を求める働きかけを行った、あるいは現職の職員がOBに秘密情報を漏えいしたという例があります。

貴機関では、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうかを把握していますか。

- ① 把握している（→問14-2）
- ② 把握していない（→問15-2）

問 14-2

問14で、「①把握している」と回答した発注機関にお尋ねします。入札参加事業者等に再就職したOBがどのような仕事をしているかを把握していますか。

- ① 把握している（→問14-3）
- ② 把握していない（→問14-3）
- ③ OBが入札参加事業者等に再就職していない（→問15-2）

問 14-3

問14-2で「①把握している」又は「②把握していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札参加事業者等に再就職したOBがいる場合、当該OBが再就職している入札参加事業者等に対して、OBを入札等関連業務に従事させないよう要請したり、OBを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から取組を行っていますか。また、行っている場合は、その内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている（お手数ですが、関係資料を1部お送りください。）

【記入例】

・OBに対して、退職後3年間は、その退職前5年間に担当していた業務と密接な関係にある登録業者等への再就職を自粛するよう要請している。

- ② 行っていない

不自然な状況等への対応

問 15 不自然な状況等の分析

これまでの入札談合事件では、その入札結果において、不自然・不合理な点が生じている場合があります。貴機関では、入札結果について、特定の部課室に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ① 行っている（→問15-2）
- ② 行っていない（→問16-2）

問 15-2

問15で「①行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。入札結果にどのような状況が見られた場合、情報の集約や原因の分析を行っていますか（複数回答可）。

- ① 1者入札
- ② 同一業者による長期継続受注
- ③ 落札率が100%又は著しく高い場合
- ④ その他上記以外の不自然な状況（具体的に記載してください）

【記入例】

- ・落札率が著しく下がった場合
- ・1回目の入札で最低の価格で入札した者が、その後の入札においても最低の価格で入札し、落札している場合（いわゆる1位不動）

問 15-3

問15で「①行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。また、行っている場合は、取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 取組を行っている（お手数ですが、関係資料を1部お送りください。）

【記入例】

- ・1者入札については、当該入札を中止し、再度契約事務を最初からやり直すこととしている。
- ・落札率100%は、その経緯、原因及び今後の対処方針をまとめ、入札監視委員会に報告をしている。

- ② 取組を行っていない

入札等に関する第三者機関の設置

問 16 入札等に関する第三者機関の設置・開催状況

貴機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます。）を設置していますか。また、設置している場合は、設置した時期を具体的に記載してください。

- ① 設置している（設置時期：平成____年____月）（→問16-2）
- ② 設置していない（→問17-2）

問 16-2

問16で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関における審議は年に何回程度行われていますか。

- ① 年1回
- ② 年2回
- ③ 年3回
- ④ 年4回
- ⑤ 不定期（平成28年度実績を具体的に記載してください。）
- ⑥ これまでに開催した実績はない

問 16-3

問16で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関においてどのような問題を検討していますか（複数回答可）。

- ① 個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ② 個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ③ 発注に係る職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討している
- ④ 入札・契約手続の改善について検討している
- ⑤ 談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議している
- ⑥ その他（具体的に記載してください）

【記入例】

- ・官製談合事件後の再発防止策が実施されているかどうか確認している。

発注関係事務の外部委託

問 1 7 発注関係事務の外部委託の有無・見直し

貴機関では発注関係事務（設計、積算、業者選定、監督、検査等）について外部委託を行っていますか（一部を委託しているものも含む）。

- ① 行っている
② 行っていない

問 1 7 - 2

貴機関において、今後、発注関係事務の外部委託件数の増減についてどのような見込まれますか。

- ① 増える
② 変わらない
③ 減る
④ 不明

問 1 8 外部委託先に対する入札談合防止のための取組

問 1 7 で「①行っている」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。最近の入札談合事件において、発注機関から発注関係業務（設計・管理・支援業務又は入札事務）を受託していた法人の職員が、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示することがあり、これらの行為が入札談合事件の違反行為を誘発し、又は助長していたと認められたという例があります。

貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人に対し、当該委託事務における秘密情報の漏えい対策等の入札談合を防止するための取組を行っていますか。また、行っている場合は、取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている

【記入例】

- ・職員向けに実施している入札談合防止研修に、外部委託先の法人の職員も参加させている。
- ・仕様書に談合防止マニュアルの提出を義務付けている。

- ② 行っていない

問 1 8 - 2

問 1 7 で「①行っている」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人における入札談合を防止するための取組を把握していますか。また、把握している場合は、把握する方法を具体的に記載してください。

- ① 把握している（→問 1 8 - 3 へ）

【記入例】

- ・コンプライアンスに係る取組の状況を報告させる規定を設けている。

- ② 把握していない（→問 1 9 へ）

問 1 8 - 3

問 1 8 - 2 で「①把握している」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人に対し、取組を把握した結果を踏まえて、必要に応じて何らかの指導等を行っていますか。また、行っている場合は、指導等の内容を具体的に記載してください。

- ① 指導等を行っている

【記入例】

- ・取組に対して是正すべき点があれば監督職員から指導を行うこととしている。

- ② 指導等を行っていない

取組事例の紹介等

問 1 9 貴機関で成果のあった取組（自由記載）

貴機関において、官製談合事件を未然に防止するために、直近 3 年間ぐらいの間に、新たに行った取組等がありましたら、具体的に記載してください。

問 2 0 今後の課題（自由記載）

貴機関において、官製談合事件を未然に防止するための今後の課題であると考えているものがありましたら、具体的に記載してください。

問 2 1 公正取引委員会への要望（自由記載）

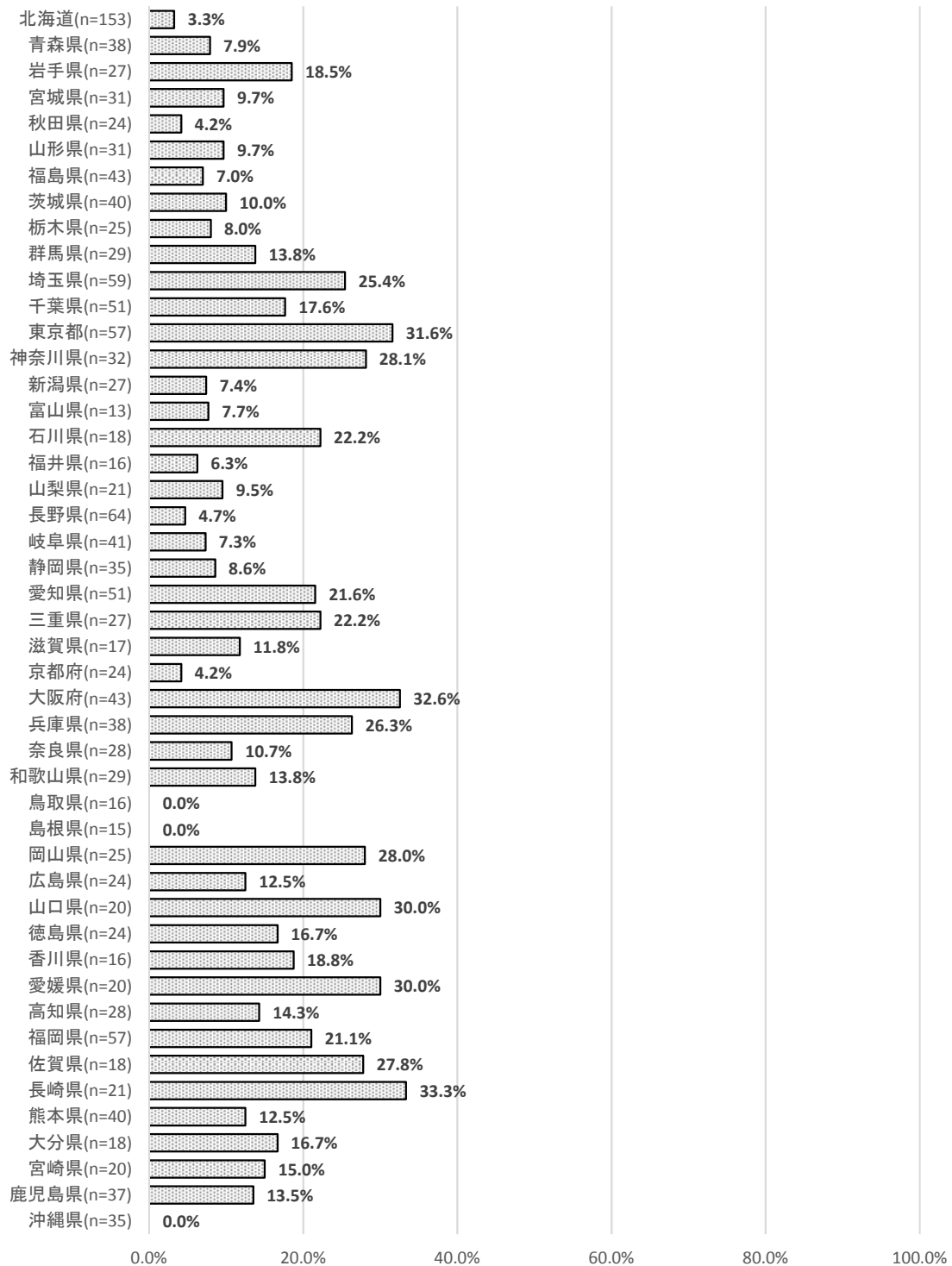
公正取引委員会では、入札談合の防止には発注機関の取組が重要であるとの観点から独占禁止法・入札談合等関係行為防止法に関する研修会を行うなどしておりますが、職員への研修等の充実のためにどのようなことが必要か、御意見、御要望を含め記載してください。

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

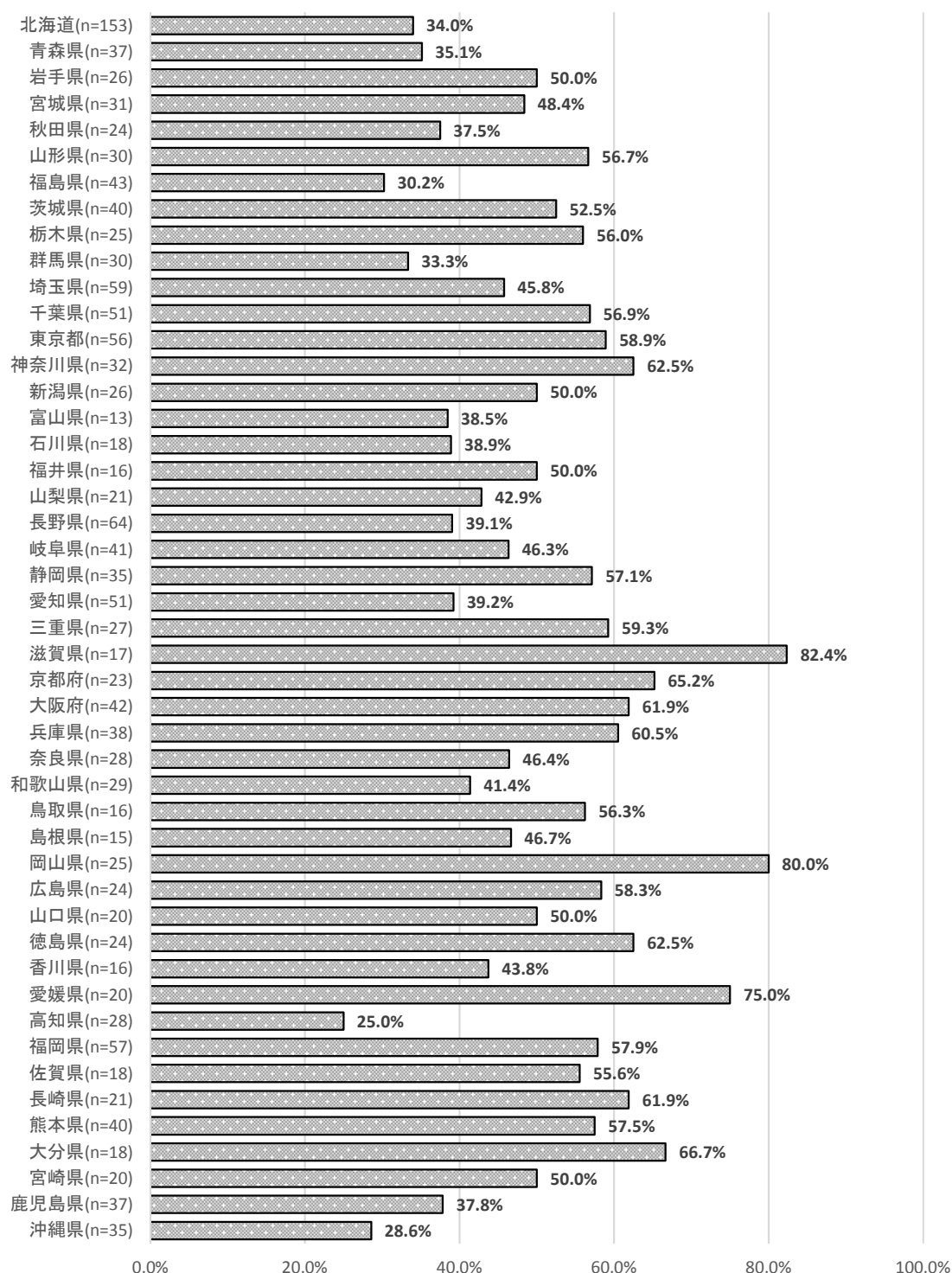
クロス集計

(1) 都道府県別の地方公共団体による各種取組の比較

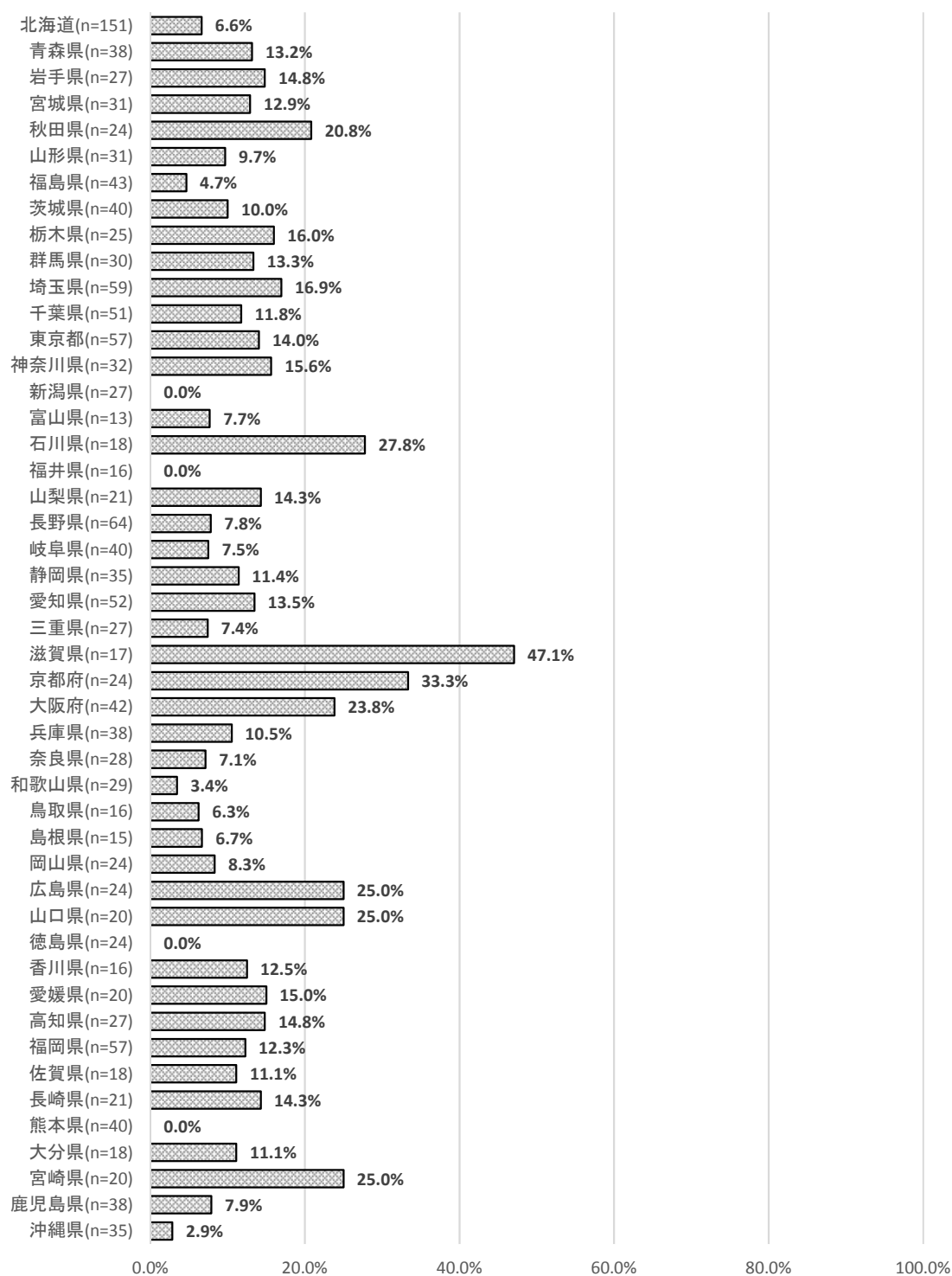
○ 過去3年間に職員に入札談合等関与行為防止法研修を実施している割合



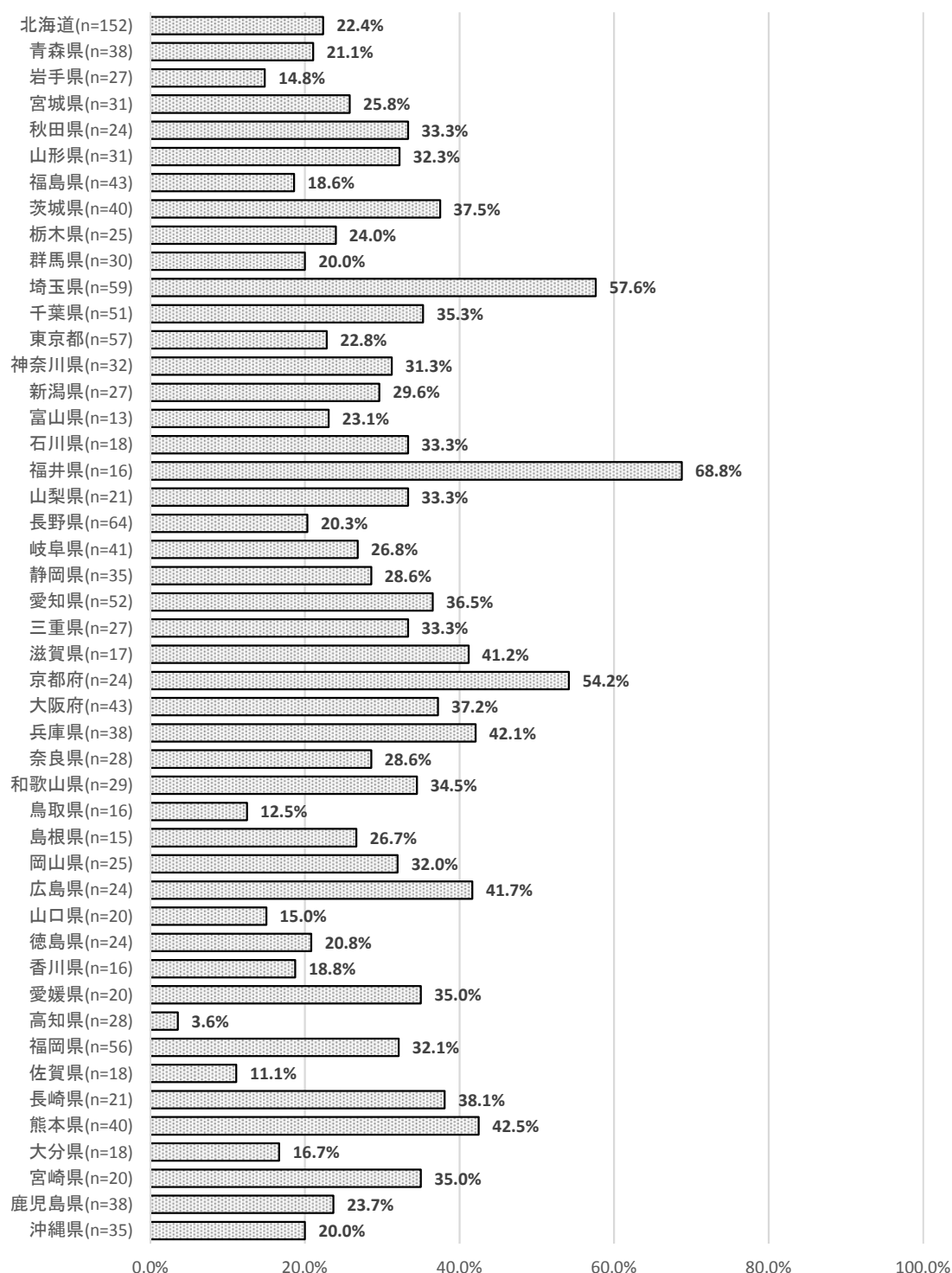
○ コンプライアンス担当部課室を設置している割合



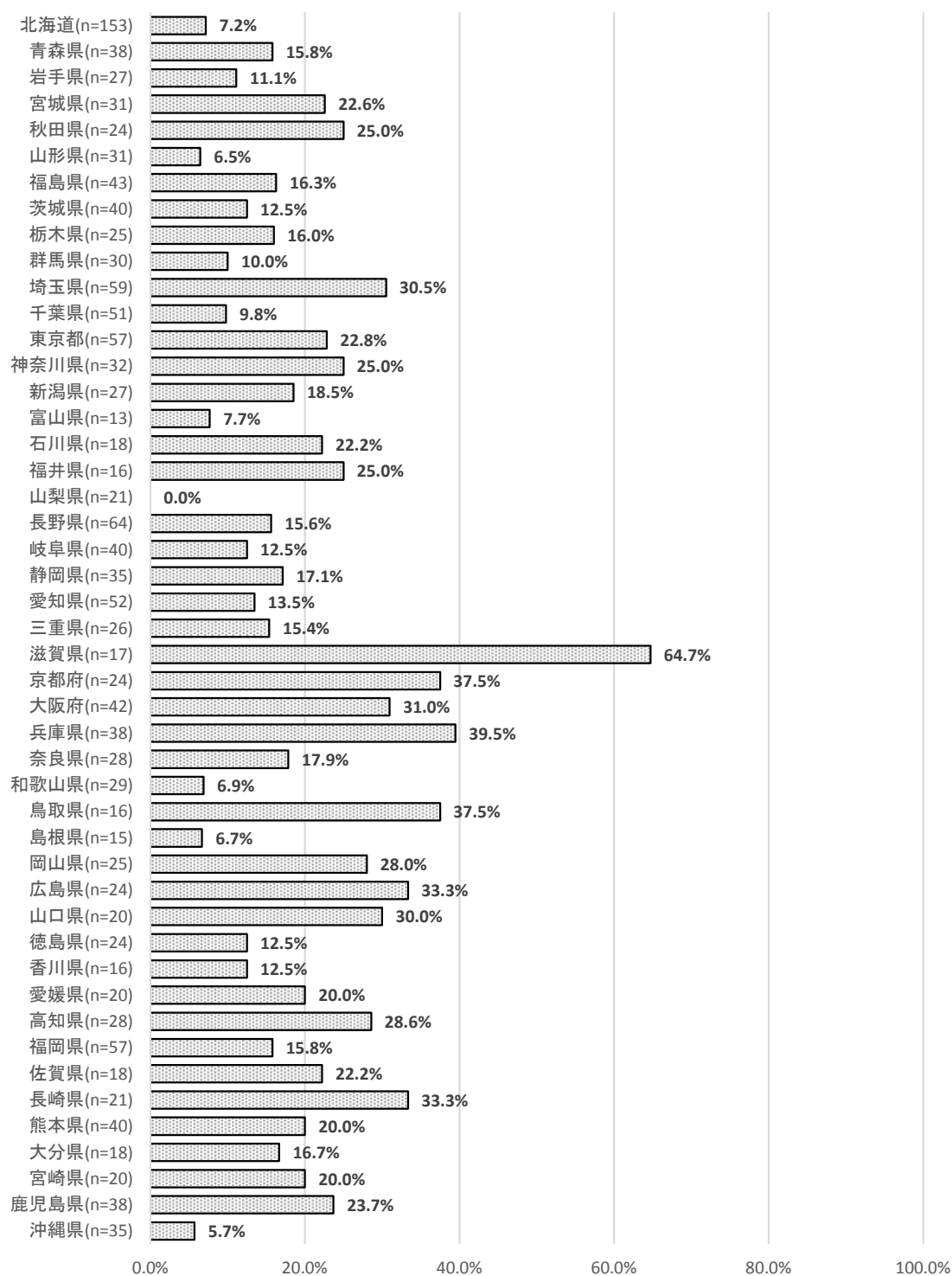
○ 発注担当職員向けマニュアルを作成している割合



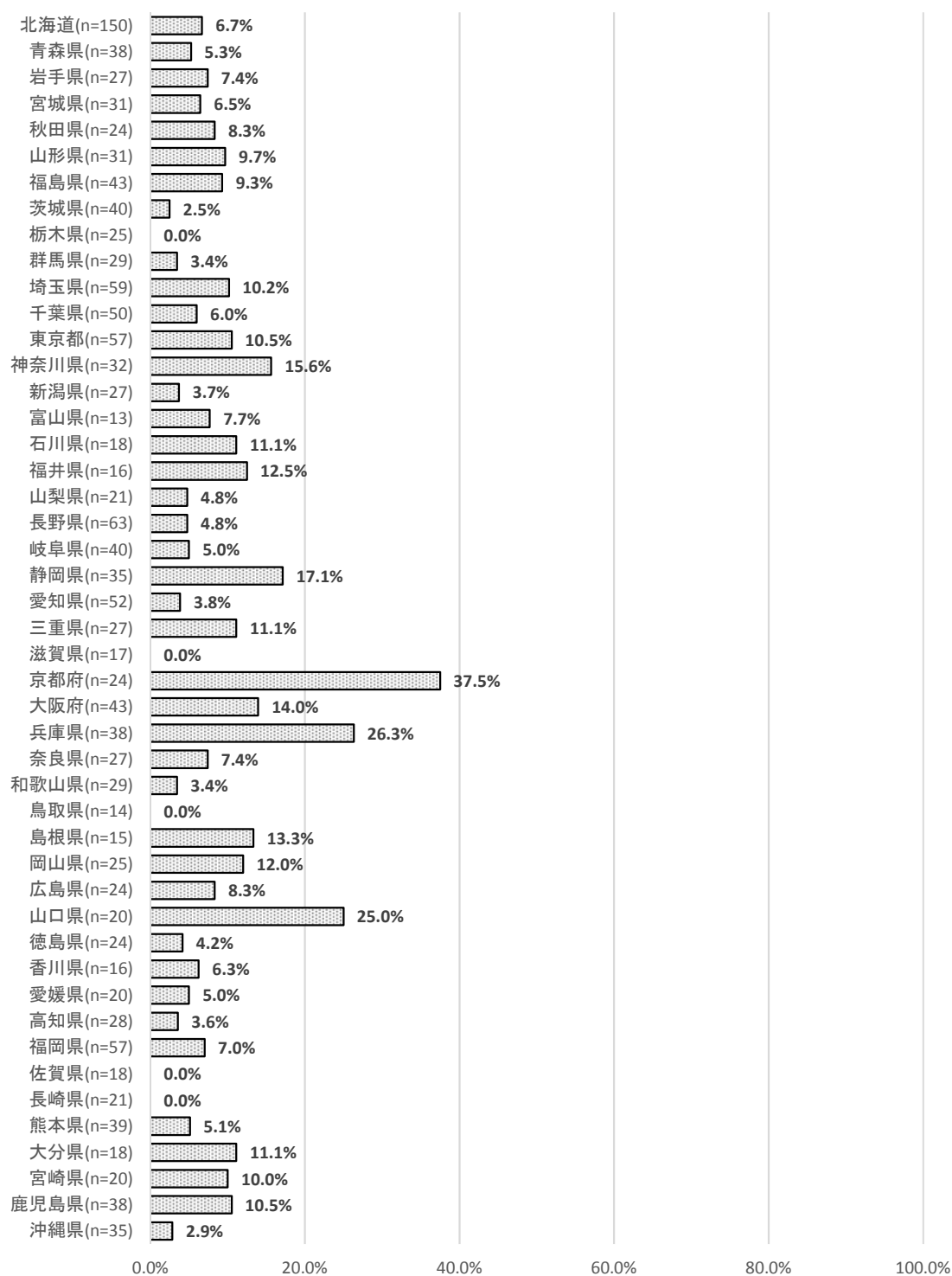
○ 懲戒規定に官製談合事件を想定した規定や標準例がある割合



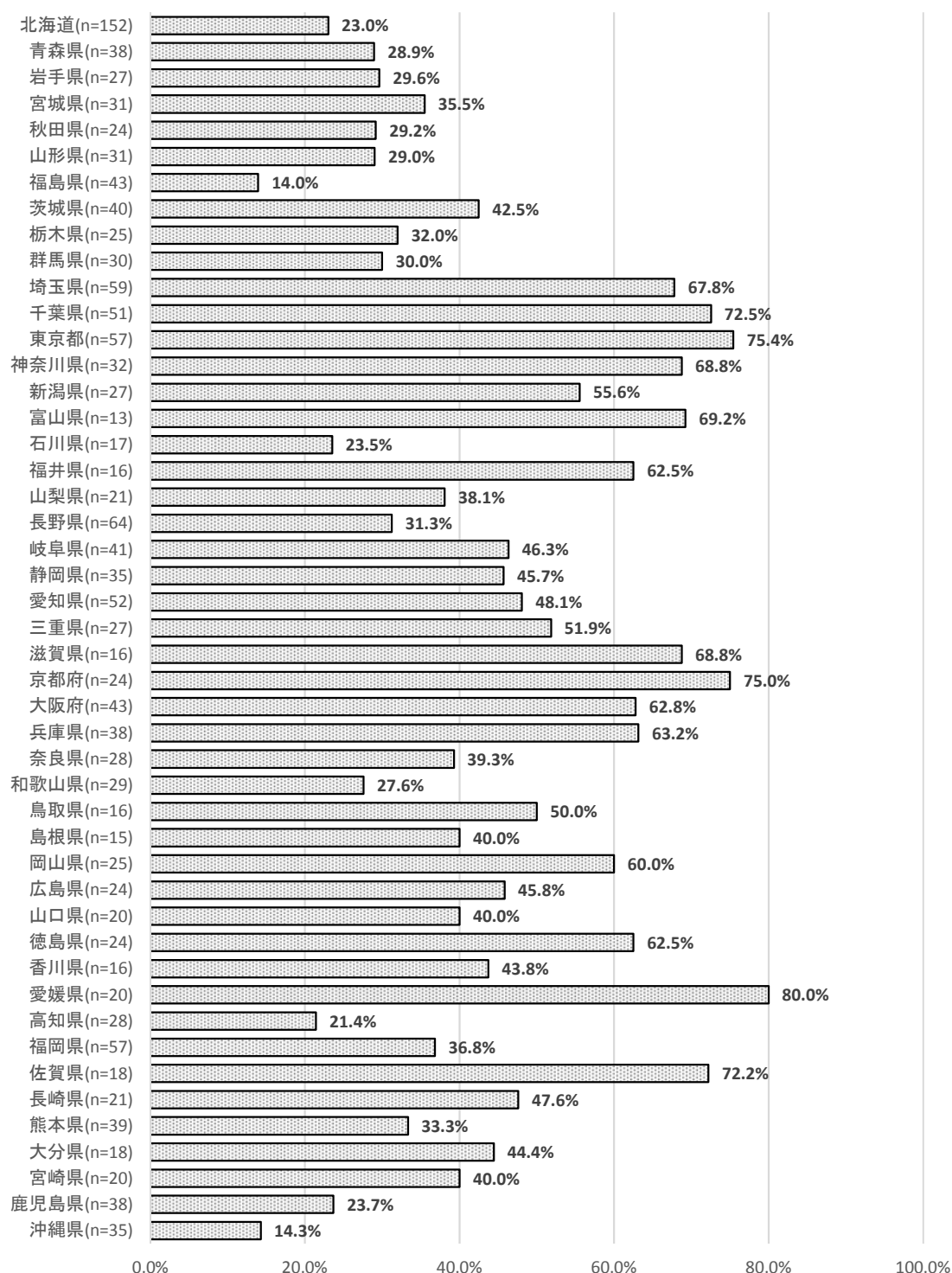
○ 外部からの働きかけに対する取組を行っている割合



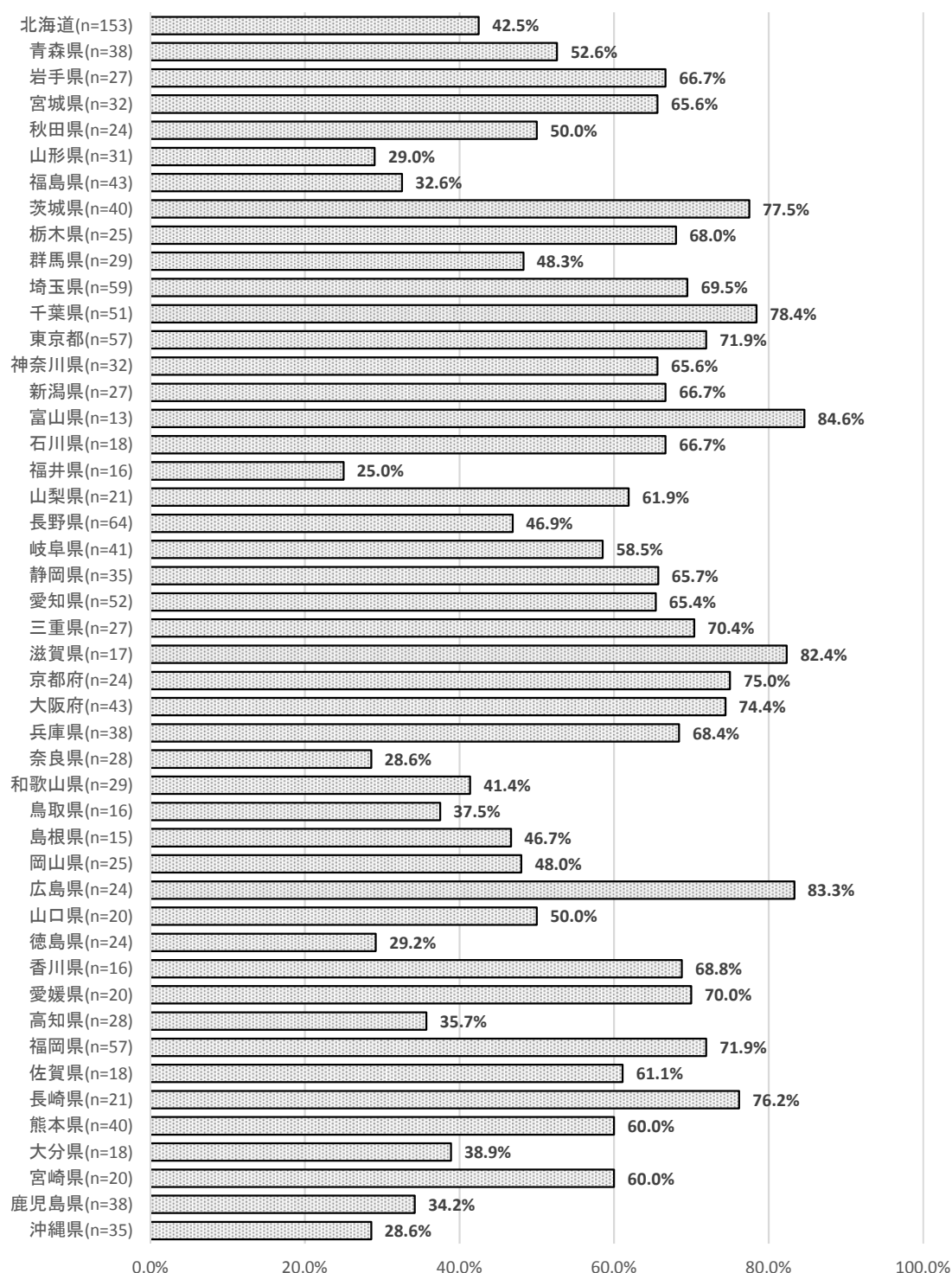
○ 外部との接触における留意点を定めている割合



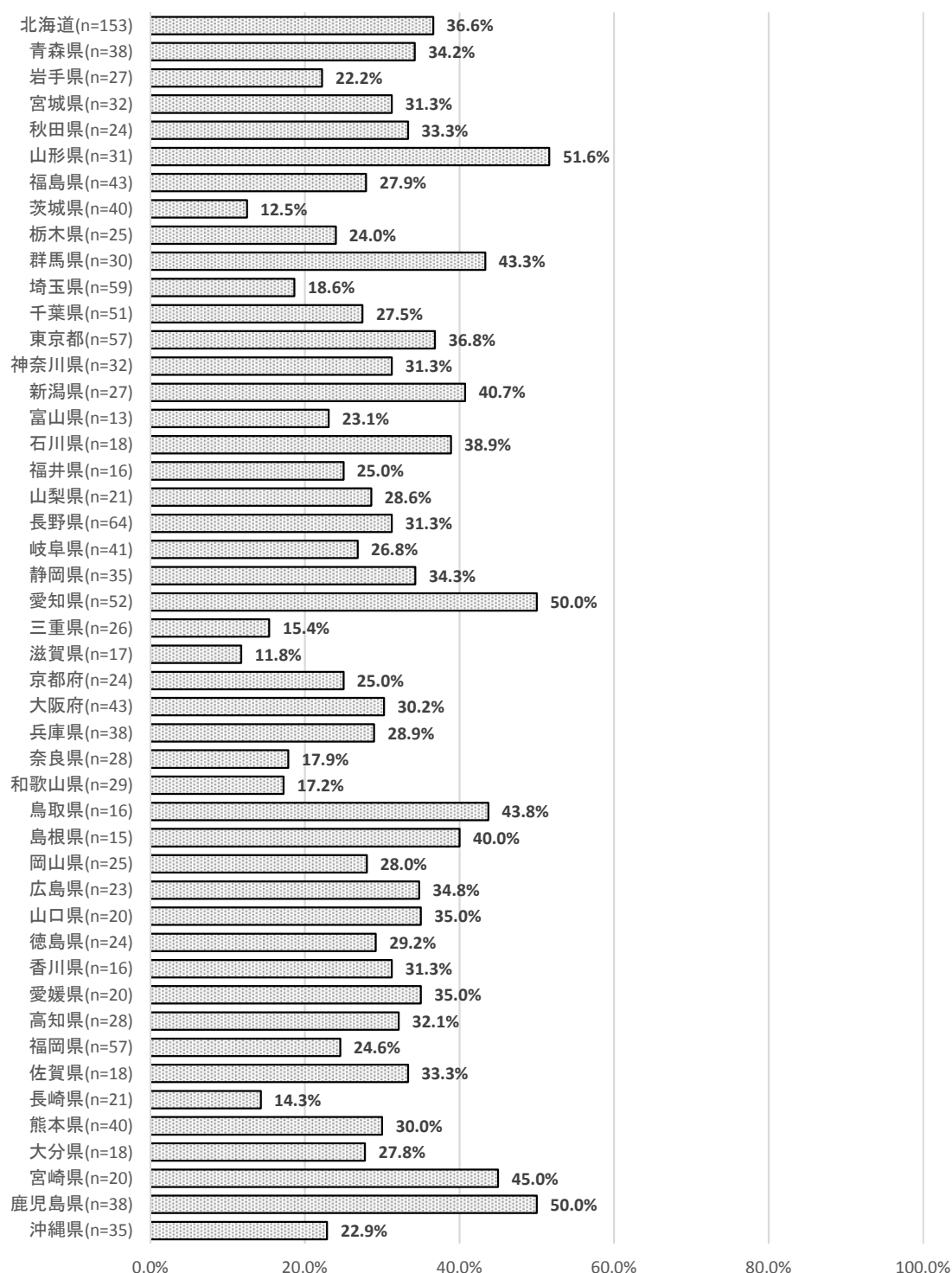
○ 公益通報窓口を設置している割合



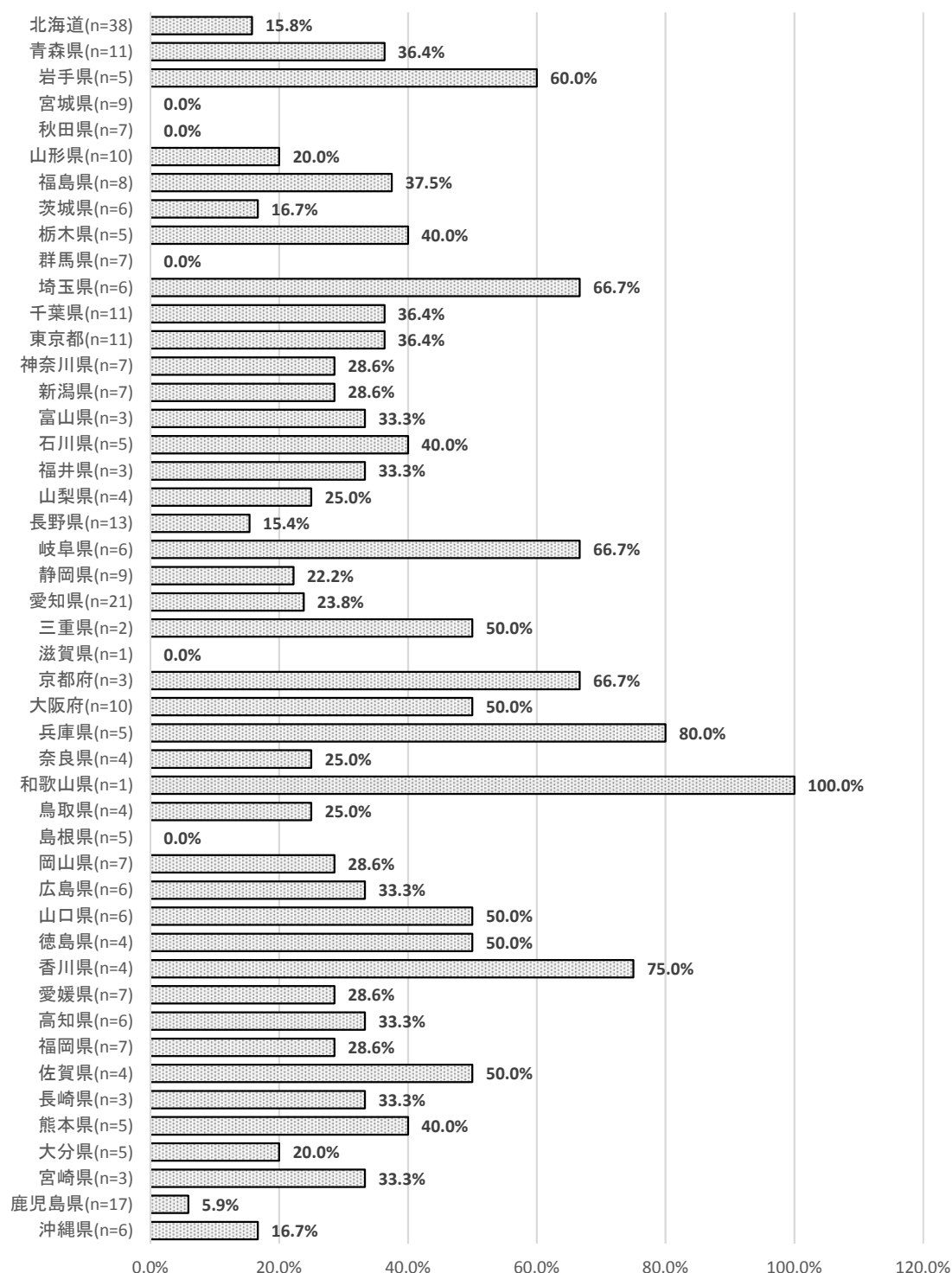
○ 発注担当部課室と契約担当部課室を分離している割合



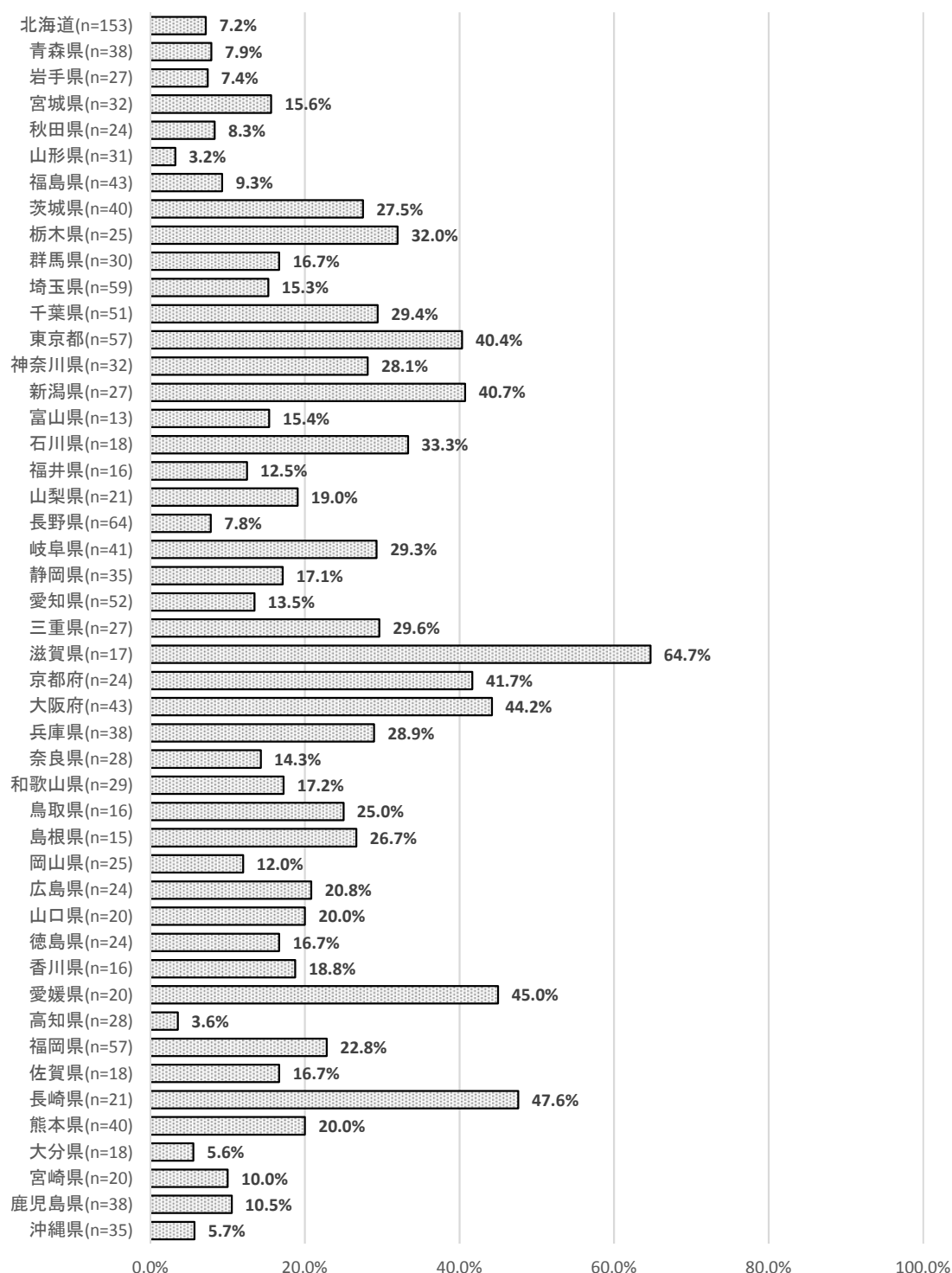
○ ○Bが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している割合



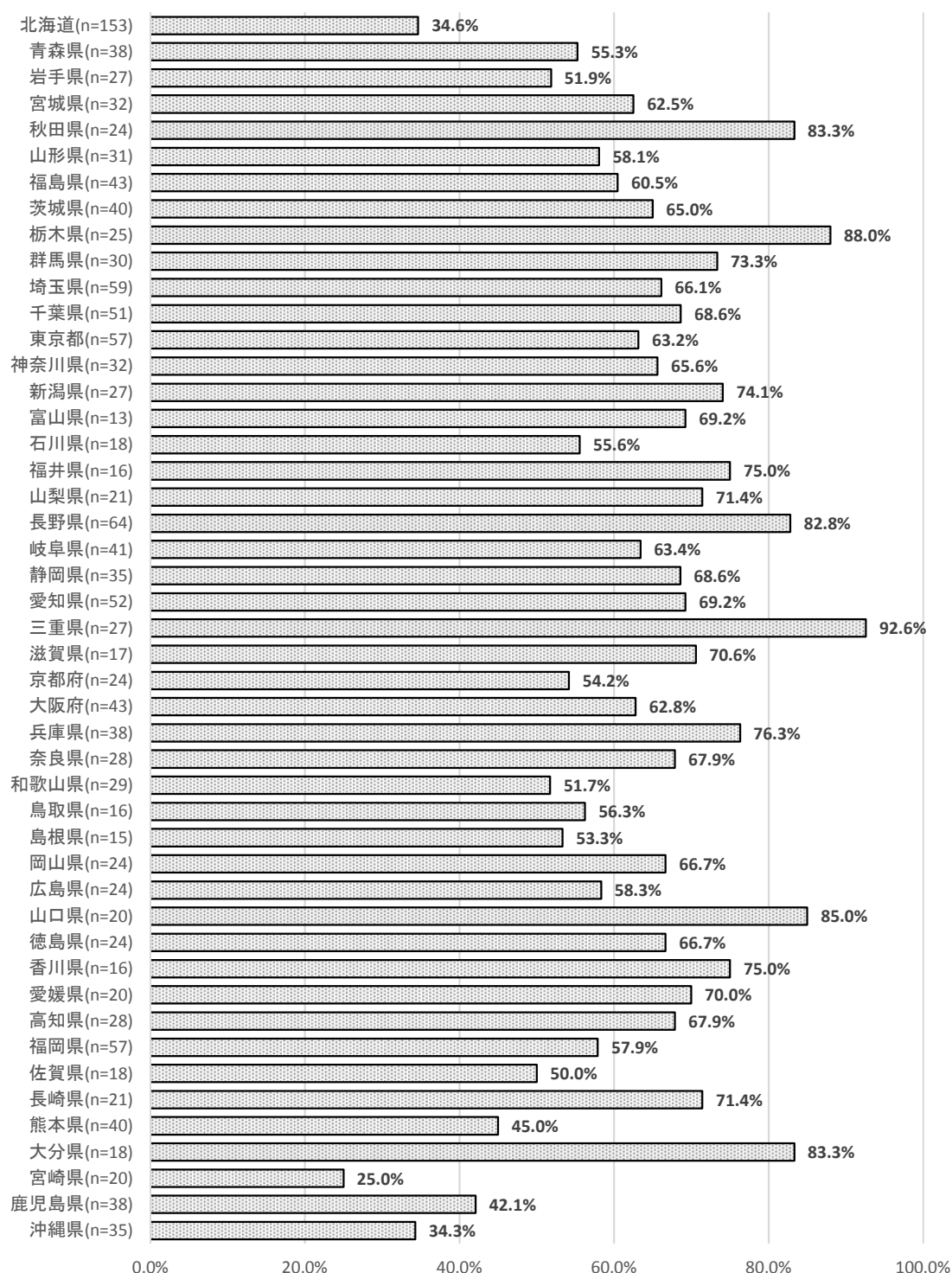
○ ○Bに対する取組を行っている割合



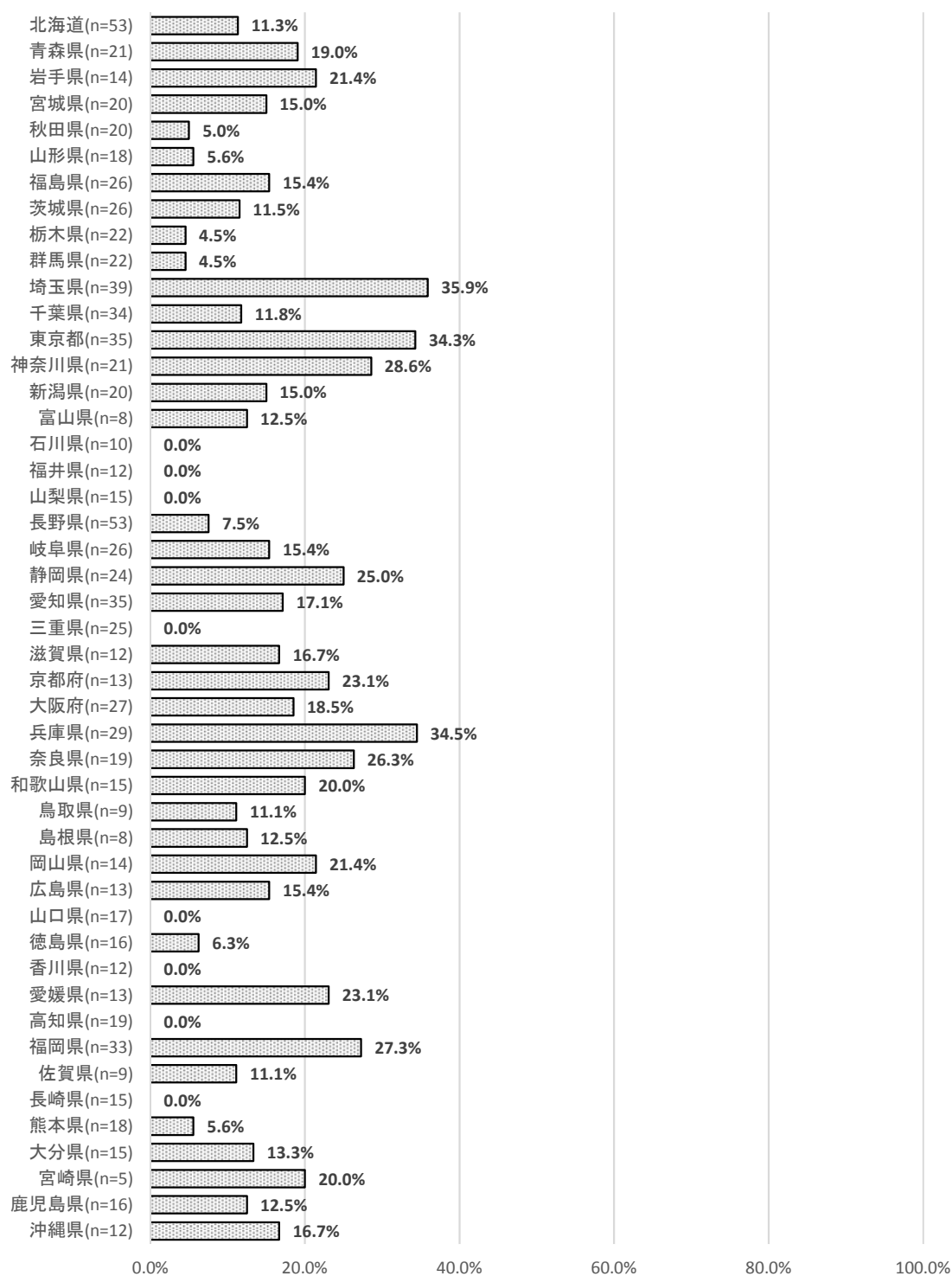
○ 第三者機関を設置している割合



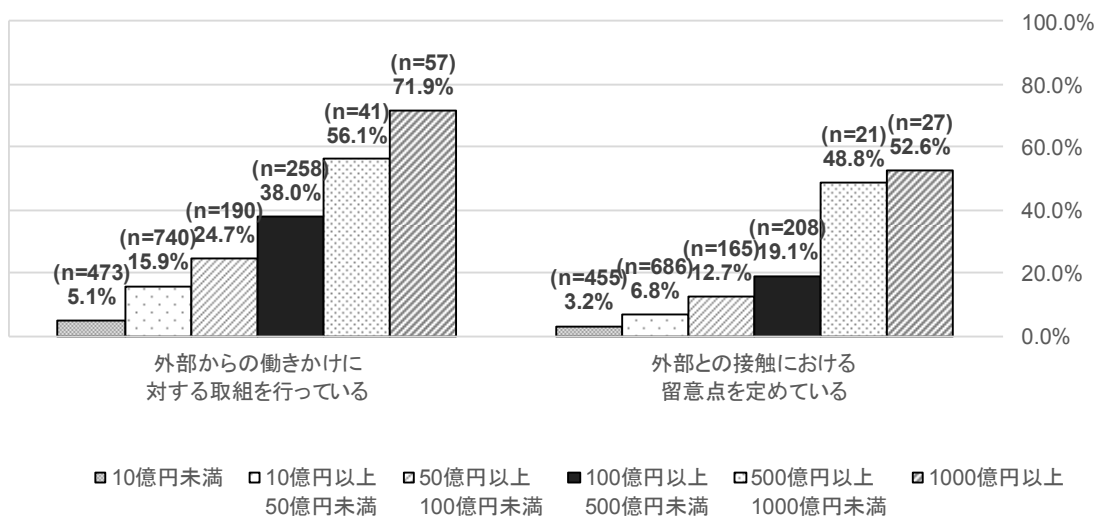
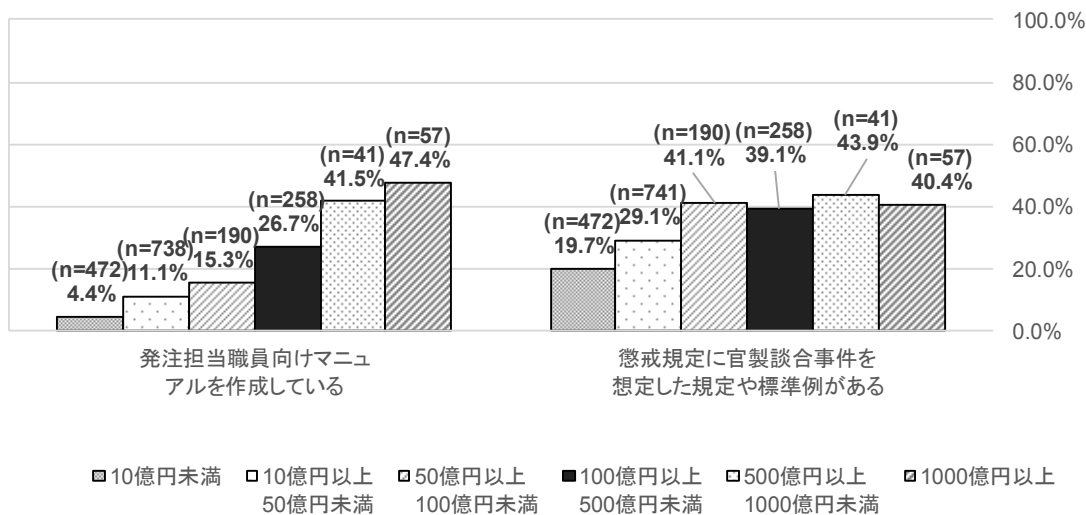
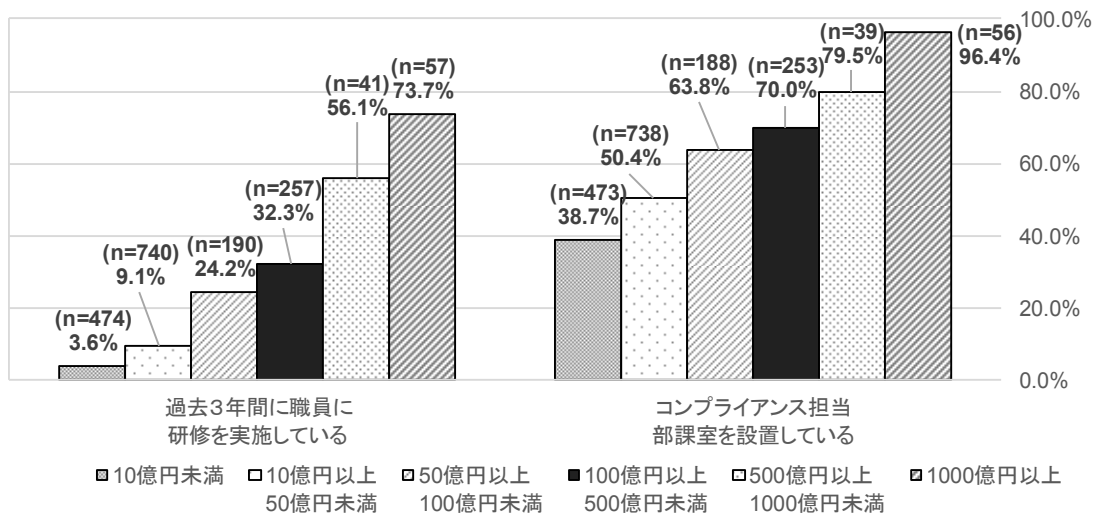
○ 発注関係事務の外部委託を行っている割合

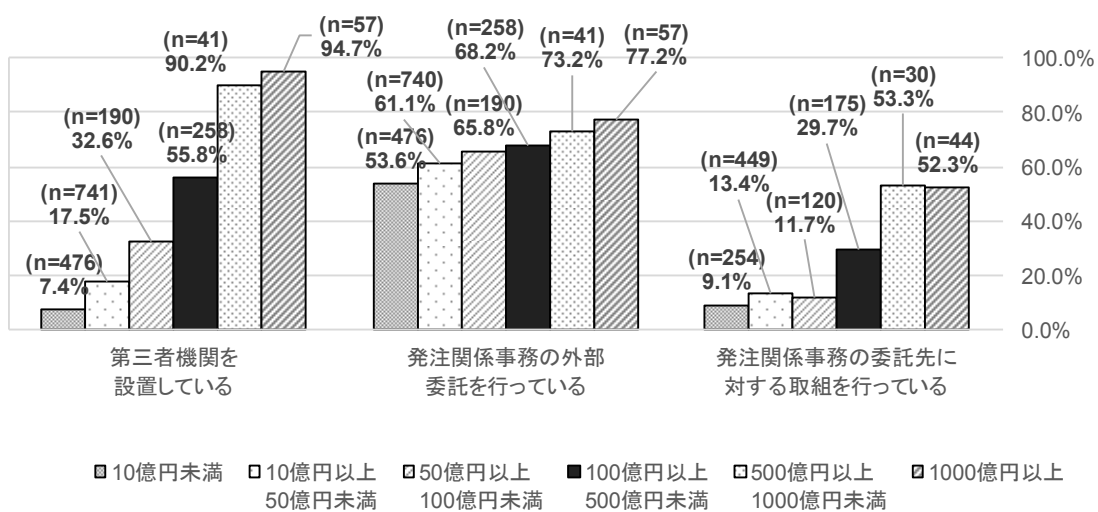
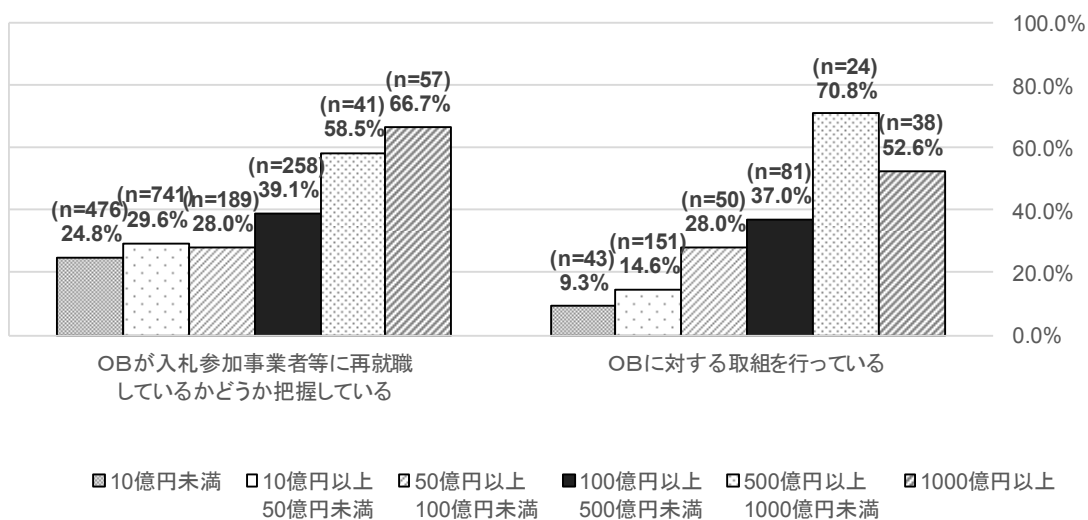
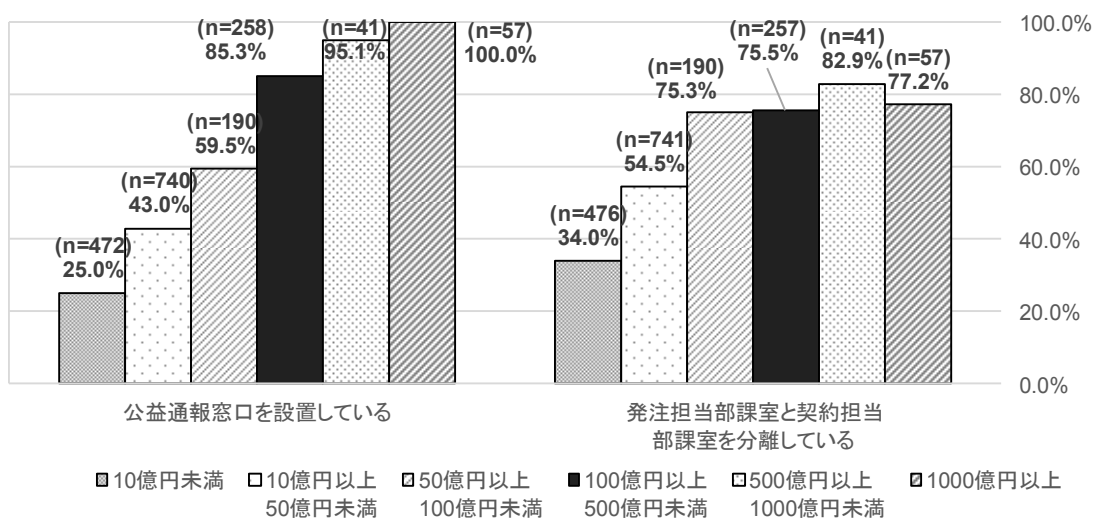


○ 発注関係事務の委託先に対する取組を行っている割合



(2) 発注規模別による各種取組の比較





実証分析

第2-5-(1)に記載のとおり、発注機関における官製談合事件の発生の有無別に各種の取組状況の違いを集計したところ¹⁾、これら取組が未然防止の取組として、どの程度貢献しているかについて計量経済学的な実証分析を行った。

第1 離散選択モデル（プロビットモデル、補対数対数モデル）による分析

- 1 研修を実施している発注機関では官製談合に職員が関与する確率が低くなる傾向にある。
- 2 公益通報窓口を設置している発注機関では官製談合に職員が関与する確率が低くなる傾向にある。
- 3 発注担当部課室と契約担当部課室を分離している発注機関では官製談合に職員が関与する確率が低くなる傾向にある。

第2 プロペンシティスコアマッチングによる分析

上記第1に記載の有意な結果が得られた取組のうち、「公益通報窓口の設置」及び「発注担当部課室と契約担当部課室の分離」は、発注機関の体制の整備に関する取組であるところ、必ずしも取り組むことができない発注機関もあると考えられる。そのため、いずれの発注機関でも取組が可能な「研修の実施」に着目し、研修の実施の有意性についてプロペンシティスコアマッチングの手法を用いてさらなる検証を行った。

【着眼点】

上記第1の結果は、研修を実施する発注機関が官製談合防止に関して高い意欲を持っているため官製談合が起こりにくいという事実を反映しているに過ぎず、研修によって官製談合が抑制されたという因果関係は不明確ではないか。

【分析】

研修を行っているグループと、研修を行っていないが研修を行っているグループと似た高い意識を持っているだろう発注機関を比較して、官製談合に職員が関与する確率にどの程度差が出るのか分析²⁾した。

¹ 過去10年間（平成19年度～28年度）に官製談合事件が発生した発注機関においては、官製談合事件発生以前に各種取組を行っていたかどうかに着目した。

² すべての発注機関について研修を行う確率を推計。研修を実際に行ったかどうかを被説明変数と、「外部からの働きかけに対する対応をとっているかどうか」、「公益通報窓口を設置しているかどうか」、「発注担当部課室と契約担当部課室を分離しているかどうか」、「入札等に関する第三者機関を設置しているかどうか」等を説明変数として、研修を行うプロペンシティスコアをロジット回帰分析により推計し、研修を実際に行っていたグループを基準に、推計されたプロペンシティスコアが近い研修を行っていない発注機関をマッチさせ、研修を行ったグループとプロペンシティスコアでマッチした研修を行っていないグループそれぞれのグループで、職員が官製談合に関与したことがある確率を計算し、その差をとり、その差に統計的に有意な差があるかどうかを検定した。

【結果】

研修を実施すると、職員が官製談合に関与する確率が低くなる傾向にある。

第3 まとめ

上記分析は一定の仮定の下、入手できたデータの範囲内で行われたものではあるが、研修を実施する取組によって、職員が官製談合に関与する確率、ひいては官製談合が発生する確率が低くなるという分析結果が得られた。

1分 で分かる！官談法＜事例編＞



ちょっと待った！あなたのその行為，

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

① 談合の明示的な指示

【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し，事業者にその目標を達成するように調整を指示する



A社は〇〇円，
B社は〇〇円を
受注目標額として
お互い調整してね



② 受注者に関する意向の表明

【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



今回の物件は，
あなたの会社に
受注してもらい
たいんだよね

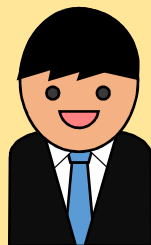


③ 発注に係る秘密情報の漏えい

【例】公開していない予定価格，指名業者の名称，入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



今公告してるあの
案件の予定価格は
大体1千万円だよ



④ 特定の談合の幫助

【例】指名競争入札において，事業者から依頼を受け，特定の事業者を入札参加者として指名し，入札談合を容易にする



言われたとおりの
事業者で
指名競争入札を
するよ



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では，
以上の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

入札談合等関与行為の事例



談合の明示的な指示

A庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りをを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側に伝達していた。

受注者に関する意向の表明

B省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

発注に係る秘密情報の漏えい

C機構の職員は、機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

D市の職員は、同市が発注する建設工事について、繰り返し、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。

E省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

特定の談合の幫助

F市の特別理事は、F市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、F市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法

<入札談合等関与行為防止法の概要 編>



入札談合等関与行為防止法の概要

公正取引委員会

事業者の独占禁止法違反を認定

+

発注機関職員の関与行為を認定

入札談合等関与行為の排除のため必要な改善措置を要求



発注機関（各省各庁の長等）

改善措置

調査の実施・措置の検討

調査結果・措置内容の公表、
公正取引委員会への通知

損害賠償請求

損害の有無等の調査

調査結果の公表

（損害があれば）
損害賠償請求

懲戒事由の調査

懲戒事由の調査

調査結果の公表

任命権者の判断による
懲戒処分

捜査機関
（検察・
警察）

刑事罰

職員による入札等の公正を
害すべき行為
（談合の唆し、入札等に関する秘密〔予
定価格等〕の教示等）（第8条）

刑事事件
として捜
査・立件

刑事罰
（5年以下の懲役
又は250万円以
下の罰金）

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法」
事例 編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、**①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助**の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な**改善措置**を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該**入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金**に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

1分 で分かる！官談法

① 談合の明示的な指示 編



ちょっと待った！あなたのその行為，

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

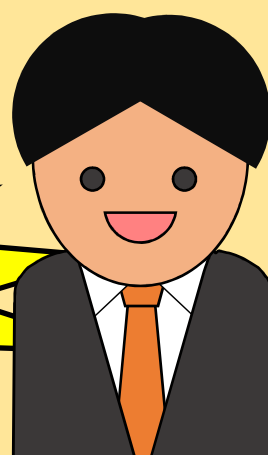
【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し，事業者にその目標を達成するように調整を指示する



A社は〇〇円，B社は〇〇円を受注目標額としてお互い調整してね



STOP!!



このような行為は，入札談合等関与行為防止法で**禁止**されています！

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では，以下の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

① 談合の明示的な指示

② 受注者に関する意向の表明

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

④ 特定の談合の幫助

このほか，発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が科せられる場合があります。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分 で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編
事例 編

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法

② 受注者に関する意向の表明 編



ちょっと待った！あなたのその行為，

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】 受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では、以下の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

① 談合の明示的な指示

② 受注者に関する意向の表明

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

④ 特定の談合の幫助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が科せられる場合があります。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編
事例 編

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

1分で分かる！官談法

③ 発注に係る秘密情報の漏えい 編



ちょっと待った！あなたのその行為，

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

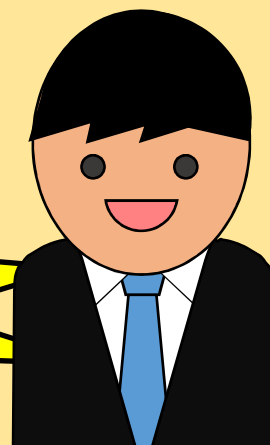
【例】公開していない予定価格，指名業者の名称，入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



今公告してるあの案件の
予定価格は大体1千万円だよ



STOP!!



このような行為は，入札談合等関与行為防止法
で**禁止**されています！

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では，
以下の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

① 談合の明示的な指示

② 受注者に関する意向の表明

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

④ 特定の談合の幫助

このほか，発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が
科せられる場合があります。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編
事例 編

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、**①談合の明示的な指示**、**②受注者に関する意向の表明**、**③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助**の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な**改善措置**を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該**入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金**に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

1分 で分かる！官談法

④ 特定の談合の幫助 編



ちょっと待った！あなたのその行為，

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】指名競争入札において，事業者から依頼を受け，特定の事業者を入札参加者として指名し，入札談合を容易にする



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では，以下の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

① 談合の明示的な指示

② 受注者に関する意向の表明

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

④ **特定の談合の幫助**

このほか，発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が科せられる場合があります。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分 で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編
事例 編

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049

「官製談合防止法」理解度チェックテスト

実施日：

部署：

役職：

氏名： ……など

記載項目の例



次の問題について、適切なものには○を、適切でないものには×を記載してください。

No.	問題内容	回答
概要編	問1 官製談合防止法の対象となる発注機関は、国及び地方公共団体のみである。	
	問2 官製談合防止法における入札談合等関与行為は、一般競争入札や指名競争入札といった「入札」に係る行為を前提としているため、随意契約によって契約先を決定する場合には、適用対象とはならない。	
	問3 官製談合防止法における入札談合等関与行為とは、発注機関の職員が、事業者による入札談合等の独占禁止法違反行為に関与する行為であり、同法では、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えいの3類型のみが定められている。	
	問4 官製談合防止法は、発注機関の「職員」が遵守しなければならない法律であるため、職員による入札談合等関与行為が認められた場合であっても、発注機関が組織としての対応を求められることはない。	
	問5 発注機関の職員による入札談合等関与行為が認められた場合、発注機関は、公正取引委員会からの改善措置要求に基づく調査の結果、当該職員に対して損害賠償請求や懲戒処分を行うことがある。	
事例編	問6 発注方法を随意契約から競争入札に切り替えることになり、現場では混乱が生じるおそれがあったことから、事業者に対し、年間の発注計画に基づき、混乱しないように事業者同士で受注を調整するよう指示した。	
	問7 ある入札の落札業者A社との挨拶の中で、同社から、「来年〇月発注の△物件（の入札等）も頑張りますので、また是非お願いします」との発言があったところ、品質を確保するためには実績のある業者に頼むのがよいと考え、「そうですね、こちらとしても御社の仕事は丁寧ですし、安心してお任せできますからね」と応じた。	
	問8 組織内の正式な手続に則って既にウェブサイトで公表している入札に関する情報について、事業者から問い合わせがあったため、当該ウェブサイトの掲載場所を教示した。	
	問9 指名競争入札において、事業者から、「今後発注が予定されている△物件については地元の同業者と協力して順番に受注する予定なんです、県外のX社とY社がいるととても太刀打ちできず、我々地元業者が受注できなくなるので、指名業者は地元のA社、B社、C社、D社のみでお願いしたい」と依頼を受けたところ、地元業者からの依頼であり地元産業の発展は大切であること、依頼に沿って指名業者を選定するだけで落札業者の意向まで示すわけではないことから、「分かりました、では地元の4社のみを指名します」と応じた。	
	問10 特定の事業者Aから、「今回の入札案件の予定価格はこのくらい（指3本を立てて示す）でしょうか」と尋ねられた職員は、「そこまではいかないですよ」と応じた。	

過去の入札談合等関与行為の事例

① 岩見沢市が発注する建設工事における事例

(平成15年1月30日、岩見沢市長に対し改善措置要求)

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。

② 新潟市が発注する建設工事における事例

(平成16年7月28日、新潟市長に対し改善措置要求)

新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。

③ 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例

(平成17年9月29日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求)

日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。

また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。

④ 国土交通省が発注する水門設備工事における事例

(平成19年3月8日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

⑤ 防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例

(平成19年6月20日、防衛施設庁に対し通知)

防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。

⑥ 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

(平成19年12月27日、緑資源機構に対し通知)

緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務について、反復的かつ継続的に、落札予定者を選定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

⑦ 札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

(平成20年10月29日、札幌市長に対し改善措置要求)

札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑧ 国土交通省が発注する車両管理業務における事例

(平成21年6月23日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

⑨ 防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例

(平成22年3月30日、防衛大臣に対し改善措置要求)

防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑩ 青森市が発注する土木一式工事における事例

(平成22年4月22日、青森市長に対し改善措置要求)

青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

⑪ 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例

(平成23年8月4日、茨城県知事に対し改善措置要求)

茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。

また、茨城県の職員(境工事事務所の所長)は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

⑫ 国土交通省が発注する一般土木工事における事例

(平成24年10月17日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

⑬ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例

(平成26年3月19日、鉄道建設・運輸施設整備機構理事長に対し改善措置要求)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

過去の入札談合等関与行為事例における改善措置

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
岩見沢市 (建設工事)	H15. 1. 30	H15. 7. 1	・「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成及びその周知・徹底 ・市発注工事等の事業部門と入札執行部門を分離 ・指名停止期間を大幅に延長 ・一般競争入札の拡大 ・退職時に在職した所属と密接な関係にある企業等への再就職を制限 ・発注関係部署等への業者の出入り制限
新潟市 (建設工事)	H16. 7. 28	H17. 4. 28	・コンプライアンス・マニュアルの作成及び研修等による周知徹底 ・働きかけの記録・公表制度，非違行為等の通報制度等の一体的整備 ・コンプライアンス担当組織の新設 ・指名停止期間の延長及び入札参加資格の取消し ・一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止 ・市職員と業者との接触の制限及び業者による営業の禁止 ・職員の関係業界への再就職について規制を強化，再就職した職員の市や現役職員への関与を組織的に排除
日本道路公団 (鋼橋上部工工事)	H17. 9. 29	H18. 2. 16	・倫理行動基準の厳格化，コンプライアンス講習会の実施 ・法令遵守等について役職員等から誓約書を徴取 ・コンプライアンス委員会並びに社内及び社外相談窓口の設置 ・指名停止期間の延長及び違約金の引上げ ・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止及び総合評価落札方式の改善・拡大 ・業者に対する営業活動の自粛要請の徹底 ・職員の関係業界への再就職の自粛及び早期退職慣行の見直し
国土交通省 (水門設備工事)	H19. 3. 8	H19. 6. 19	・「発注者綱紀保持マニュアル」を作成・周知徹底，コンプライアンスの研修・講習の実施 ・内部及び外部に「コンプライアンス窓口」を設置 ・外部からの不当な働きかけの内容の記録及び対応の公表 ・建設業法に基づく営業停止処分及び発注者として行う指名停止措置の強化 ・多様な発注方式の採用，一般競争方式の拡大及び総合評価方式の拡充 ・入札契約担当職員の同一職の長期従事の抑制 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛
札幌市 (電気設備工事)	H20. 10. 29	H21. 7. 1	・下水道工事の発注の適正化：設計見積りの在り方の改善，入札参加資格の見直し，設計・積算時における情報管理の徹底，綱紀保持委員会の設置及び執務環境の改善整備 ・監視体制強化：内部通報制度の強化，官製談合と天下りの関係について調査等 ・再就職規制強化 ・職員体質強化：コンプライアンス研修，長期配置の弊害防止のための人事異動等 ・組織強化：(仮称)コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス推進担当課の設置
国土交通省 北海道開発局 (車両管理業務)	H21. 6. 23	H22. 2. 18	・組織統制の強化，業務の適正な役割分担 ・車両管理業務の受注企業との適正な関係の構築 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛等 ・コンプライアンスの徹底及び退職予定職員に対する指導 ・入札契約に係る情報の厳格な管理及び発注情報等の公表 ・品質の確保に向けた契約上の措置及び談合疑義案件の類型化等による入札契約プロセスの改善

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
防衛省 航空自衛隊 (什器類)	H22. 3. 30	H22. 12. 14	・ 談合関連企業への再就職の自粛等 ・ 調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止 ・ 航空自衛隊の補給・整備組織の見直し ・ オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化 ・ 仕様書の作成要領の見直し ・ 予算執行のチェック機能の強化 ・ 入札談合等関与行為防止法等の遵守に関する教育の徹底 ・ 公益通報制度の周知・徹底 ・ 不自然な入札状況のチェック機能の強化(入札過程の監視及び入札結果の検証を行うチェックシートの規則化等)
青森市 (土木工事)	H22. 4. 22	H22. 12. 17	・ 職員の意識改革及び情報管理のあり方 ① 職員の意識改革 ② 業者等からの働きかけ（口利き等）への対応 ③ 内部通報制度 ④ 監査機能の充実・強化 ⑤ 入札等に関する情報公開 ・ 退職職員の再就職（再就職状況の公開と営業自粛の要請） ・ 公共工事における契約の在り方（一般競争入札の全面的導入等）
茨城県 (土木・舗装工事)	H23. 8. 4	H24. 2. 20	・ 職員の法令遵守意識の徹底 ① 職員研修の充実 ② 公益通報制度の周知及び強化 ③ 外部からの不当な働きかけへの対応 ・ 入札・契約システムの見直し ① 一般競争入札の適用範囲の拡大 ② 入札参加資格要件の適用範囲の見直し ③ 予定価格公表の取扱いの検討 ④ ペナルティの強化 ⑤ 電子入札の適用範囲の拡大 ・ 職員の管理・監督の強化 ① 懲戒処分基準の制定 ② 工事発注機関における適正な人事管理の徹底
国土交通省 (土木工事)	H24. 10. 17	H25. 3. 14	・ コンプライアンス推進の強化 ① 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置 ② コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置 ③ 違法性の認識に関する研修徹底 ④ 意識改革に向けた取組 ⑤ 不当な働きかけに対する報告の徹底 ⑥ 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価 ・ 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底 ① 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し ② 総合評価落札方式における評価の厳正な運用 ③ 情報管理の徹底 ・ ペナルティの強化 ・ 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証 ・ 再就職の自粛要請 ・ 再発防止対策の周知

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (機械設備工事)	H26. 3. 19	H26. 9. 26	・コンプライアンス体制の強化 ①コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立 ②コンプライアンス研修・講習会の強化，発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備 ③意識改革に向けた取組（幹部の啓蒙活動） ・ガバナンスの強化 ①内部監査体制の強化 ②工程管理の組織的な対応の強化 ③組織体制と人事配置の見直し ・入札・契約監視機能の強化（入札監視委員会の機能強化等） ・入札契約手続の見直し（総合評価落札方式のルール化） ・情報管理の徹底（外部事業者等との接触の制限等） ・ペナルティの強化（違約金加算条項を新設） ・機構ＯＢとの関係（談合に関与した企業への再就職の自粛要請等） ・再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

過去の入札談合等関与行為防止法刑事事件例

番号	発注機関名	事件概要
1	岡山市 (平成 28 年)	岡山市の職員は、同市が発注した市立学校の施設修繕事業 9 件の見積り合わせによる随意契約に関し、特定の業者に対して許容価格に近い価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
2	福岡県八女市 (平成 28 年)	八女市の職員は、同市が発注した市道の測量設計業務の見積り合わせによる随意契約等において、特定の会社に契約可能な金額を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 80 万円の略式命令を受けた。
3	千葉市 (平成 28 年)	千葉市の職員は、同市が発注した下水道関連設備の設計業務委託の制限付一般競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年）の判決を受けた。
4	福岡県川崎町 (平成 28 年)	川崎町の町長は、同町が発注した町営住宅の改修設計に関する指名競争入札において、特定の会社が選んだ落札する意思をもたないと見込まれる事業者を入札に参加させ、その見返りに現金 800 万円を受け取るなどしたとして、第 8 条違反、加重収賄罪等に問われ、懲役 3 年 6 月（実刑）、追徴金 300 万円の判決を受けた。
5	静岡県裾野市 (平成 29 年)	裾野市の職員は、同市が発注した下水道管路築造工事の指名競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
6	札幌市 (平成 29 年)	札幌市の職員は、同市が発注した市営野球場の営繕工事の指名競争入札において、特定の会社に予定価格の基礎となる設計金額を漏えいしたほか、受注する意欲のない業者を指名業者に選定するなどしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
7	美瑛町立病院 (平成 29 年)	美瑛町立病院の職員は、同病院が発注した磁気共鳴画像装置（MRI）納入の指名競争入札において、特定の会社に予定価格を下回る仕切価格を伝える一方で他の会社には予定価格を上回る仕切価格を伝えるなどして特定の会社に落札させたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
8	国土交通省 (平成 29 年)	国土交通省中部地方整備局の職員は、同局三重河川国道事務所が発注した架橋工事の一般競争入札において、特定の会社に予定価格等を漏えいし、その見返りに合計で約 32 万円相当の飲食接待を受けたとして、第 8 条違反及び加重収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、追徴金約 32 万円の判決を受けた。
9	国土交通省 (平成 29 年)	国土交通省中部地方整備局の職員は、同局が発注したトンネル工事の一般競争入札において、特定の会社に確実に落札できる上限金額を漏えいし、その見返りに商品券 200 万円を受け取ったとして、第 8 条違反及び加重収賄罪に問われ、懲役 2 年 6 月（執行猶予 5 年）追徴金約 200 万円の判決を受けた。
10	兵庫県姫路市 (平成 29 年)	姫路市の職員は、同市が発注した橋の補修工事の制限付一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格を算定する基準となる設計金額を漏えいし、その見返りとして現金 100 万円を受け取ったとして、第 8 条違反及び加重収賄罪に問われ、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）の判決を受けた。
11	島根県奥出雲町 (平成 29 年)	奥出雲町の職員は、同町が発注した新庁舎の建て替えに伴う備品購入の指名競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいし、その見返りに現金 10 万円及びビール券約 7 万円を受け取ったとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、追徴金約 17 万円の判決を受けた。
12	宮城県亘理町 (平成 29 年)	亘理町の職員は、同町が発注した排水路復旧工事の条件付一般競争入札において、一度終了した入札をやり直して別の業者に落札させたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。

番号	発注機関名	事件概要
13	鹿児島県南大隅町 (平成 29 年)	南大隅町の職員は、同町が発注した道路工事の測量設計業務委託の指名競争入札において、特定の会社に予定価格に関する情報を漏えいし、その見返りに現金 9 万円を受け取ったとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、追徴金 9 万円の判決を受けた。
14	沖縄県渡名喜村 (平成 29 年)	渡名喜村の村長は、同村が発注した多目的拠点施設整備工事の指名競争入札において、特定の会社に予定価格に関する情報を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
15	三重県度会町 (平成 29 年)	度会町の職員は、同町が発注した電気設備工事の指名競争入札において、特定の会社に予定価格算出の基礎となる設計価格等を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
16	岡山県倉敷市 (平成 29 年)	倉敷市の職員は、同市が発注した公民館修繕工事の一般競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
17	岩手中部水道企業団 (平成 29 年)	岩手中部水道企業団の職員は、同企業団が発注した水処理設備業務委託等の指名競争入札において、特定の会社に指名業者や設計価格を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
18	埼玉県上尾市 (平成 30 年)	上尾市の市長は、同市が発注したごみ処理施設のペットボトル処理業務の一般競争入札において、特定の会社に予定価格等を漏えいしたほか、環境センターの運転管理業務の一般競争入札において、特定の会社が受注できるよう入札参加資格を設定する見返りに現金合計 60 万円を受け取ったとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、追徴金 60 万円の判決を受けた。
19	宮崎県都農町 (平成 30 年)	都農町の職員は、同町が発注した駐車場舗装工事等の指名競争入札において、特定の会社に予定価格や最低制限価格等を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
20	滋賀県米原市 (平成 30 年)	米原市の職員は、同市が発注した認定こども園の厨房拡張工事の一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格を算出する最低制限基準額を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（懲役猶予 3 年）の判決を受けた。
21	千葉県 (平成 30 年)	千葉県の職員は、同県が発注した排水路整備工事の一般競争入札において、特定の会社に予定価格や調査基準価格に近い額等を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
22	長崎県波佐見町 (平成 30 年)	波佐見町の職員は、同町が発注した公園遊具補修工事の指名競争入札において、特定の会社に予定価格を推察できる情報等を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。

(注) 報道により公正取引委員会が把握しているものを記載している。

官製談合防止マニュアル（例）

目次	記載内容（例）	記載のポイント	報告書 参考頁
第1 はじめに 発注機関における調達の方針	発注機関の長等によるメッセージ	★ 発注機関の長等によるコンプライアンス遵守の重要性、発注機関の調達方針などのメッセージを記載。 ● 過去に官製談合事件が発生したことのある発注機関は二度と繰り返さないこと、発生していない発注機関は近隣の自治体（同規模の機関）等において事件が発生しており、対岸の火事ではない旨等を記載。	69
第2 遵守すべき法令等とその内容 1 入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為防止法の概要	★ 職員が遵守すべき法令等の解説を記載。 ● 詳細に作成する場合（以下「詳細版」という。）はテキスト「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」（以下「テキスト」という。）を参照して記載。 (URL:http://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html) ● 簡易に作成する場合は「1分で分かる官談法」シリーズを参照して記載。	101 ～ 112
(1) 入札談合等関与行為とは ア 談合の明示的な指示 イ 事業者に対する意向の表明 ウ 秘密情報の漏えい エ 特定の談合のほう助 (2) 過去の事件例	発注機関における秘密情報の内容及び管理方法に関する規定 過去の事例の紹介（個別のケースにおける注意点等）	● 発注機関における秘密情報の内容等も記載（後記第3にも記載。）。 ● 規模や地域等から自機関の参考となる事例を抽出して記載（詳細版は職員に対する注意点等を記載。）（テキストも参照。）。 ● 発注機関ごとに必要なものを適宜記載。	114 ～ 120
2 （例）地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等、・・・	関連法令		

目次	記載内容（例）	記載のポイント	報告書 参考頁
第3 秘密情報の管理等			
1 秘密情報とは	秘密情報の内容に関する規定	★ 秘密情報の管理等に関する発注機関のルールを記載。 ● 発注機関における秘密情報の内容を記載。 例) 予定価格（公表していない場合）、指名業者名、総合評価落札方式における技術評価点等	68
2 秘密情報の管理のルール	秘密情報の管理方法に関する規定	● 発注機関における秘密情報の管理方法を記載。 例) 入札関係書類は施錠されたロッカーで保管などの保管方法 例) 情報の持ち出しの禁止やアクセス制限	7～8
第4 外部からの働きかけに関する 注意事項			
1 働きかけとは	事業者からの働きかけの概要	★ 外部からの働きかけに適切に対応できるよう、発注機関のルールを記載。 ● 業者やOB等によるどのような行為が働きかけに該当するか記載。 例) 入札参加業者名等の秘密情報を漏らすよう求める行為 例) 特定の業者が入札に参加することができるように求める行為	68 9～
2 働きかけを受けた場合の対応	働きかけを受けた場合の対応に関する規程	● 働きかけを受けた場合のルールを記載。 例) 働きかけを受けた場合には記録し報告する	10
3 働きかけに対する対応状況の確認	働きかけに対する対応状況の確認方法	● 上記2のルールを確認する方法・様式を記載。 例) 各課は、毎月月末に、当月の状況について△△課に報告する。△△課は報告状況に基づき、確認を行う。	
第5 事業者等との接触のルール			
1 対応者のルール	事業者等との対応者	★ 事業者に対して適切に対応できるようルールを記載。 ● 対応者のルールを記載。 例) 職員一人では応対をしない 例) 単独で応対する場合は事前に上司に許可を得る	68
2 応対場所のルール	事業者等との応対場所	● 応対場所のルールを記載。 例) 事前に指定された場所でのみ対応する	11～
3 接触方法のルール	事業者等との接触方法	● 接触方法のルールを記載。 例) メール送信の際には上司をCCに入れる 例) 職員の個人の携帯端末は使用しない	13

目次	記載内容（例）	記載のポイント	報告書 参考頁
第6 情報収集		★ 職員が職場における不正行為等を見聞きした場合や職員以外のものから官製談合事件に関する情報を受けた場合のルールを記載。	71～72
1 公益通報窓口	通報先, 通報対象 (官製談合事件等), コンプライアンス担当部課室	● 通報の対象となる情報について記載 (官製談合事件に関する情報も対象となる旨記載。) ● 通報を受けた場合の取扱ルールを記載。 ● 連絡先や体制についてフロー図を記載。	36 30～36
2 外部からの情報収集	外部からの情報収集の方法	● 談合情報等を受け付けた場合の取扱ルールを記載。 ● 受付シートを記載。	34, 72
第7 研修の実施		★ 研修を行っていても事件が再発している発注機関もあるため, 人事異動のスパン等も考慮して定期的に開催することを記載。	74
1 研修計画	研修内容, 研修対象 (外部委託先の職員を含む)		44, 74
2 実施した効果の検証	研修の効果の検証	● 研修の効果について検証する取組を実施する旨を記載。	44～50
第8 不自然な入札結果等の検証		★ 入札談合等の発見, より競争性の高い調達方法の改善を実施するため, 入札結果等を分析する取り組む旨を記載。	72
1 自己分析 (1) 入札前	入札前のチェック	● 検証する体制・内容のルールを記載。 例) 発注担当とは別に契約担当においても仕様書等が不自然なものになっていないか確認 例) 業者選定について, 複数部局の管理職による審査委員会を開催	30～33
(2) 入札後	不自然な状況の確認	● 入札結果の検証を行うルールを記載。 例) 1 者入札 例) 高落札率等 例) 2 年連続同一業者による落札	
2 第三者機関による検証	第三者機関の概要, 審議内容	★ より客観的な視点で検証を行うため第三者による検証を行う。 ● 開催の時期, 委員の選出, 審議する内容などにルールを記載。	73 39～43

目次	記載内容（例）	記載のポイント	報告書 参考頁
第9 OBへの対応（再就職の把握等）		★ 特にOBからの働きかけを防止するためにOBへの対応についてのルールを記載。	76
1 再就職のルール	再就職に関する規定	● 退職者及び職員に対して、発注機関の再就職のルールを記載。	56～
2 届出等のルール	再就職者による届出等の規定	● 再就職した際の届出等のルール（様式）を記載。	61
第10 問題が発生した場合における職員及び発注機関のリスク		★ 入札談合等に関与する場合のリスク（職員も組織も厳しい対応を迫られること）を記載	66
1 職員のリスク			
（1）懲戒	入札談合等関与行為防止法等に違反した場合の懲戒処分の規定	● 厳しい処分を受けることを明確にするため、発注機関の懲戒規定を記載。 例）入札談合等に関与した職員は停職又は免職	14～15
（2）その他のリスク	懲戒以外のリスク	● 懲戒以外に職員が被る具体的なリスクについて記載。 例）行政上の制裁 例）社会的な制裁 例）職場や家族への影響	
2 発注機関のリスク	発注機関が行う対応	● 関与した職員だけでなく、組織全体の問題になることを記載。 例）マスコミ対応 例）関係部署等への内部監査、再発防止策の策定等が通常業務以外に発生	
第11 関係規程等	上記に係る関係規程	● 個別の規定をまとめて確認できるように参考資料として関係規程を添付。	

入札談合等関与行為防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員が講師としてお伺いいたしますので、積極的に御活用ください。

◆ 研修会の内容

- 1 研 修 内 容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- 2 受講対象職員：発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員のほか、幹部職員等貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、テレビ会議システムの活用など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をしていただくようお願いします。）。
- 3 所 要 時 間：1 時間半程度。（御相談に応じます。）
- 4 研 修 会 場：貴機関において会場を御用意していただき、当該会場に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。
- 5 使 用 教 材：以下の教材を使用します。
・テキスト 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）
（<http://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html> にてダウンロードできます。）
- 6 研 修 費 用：講師謝金、講師の旅費等は不要です。

◆ 研修会の風景



◆ 研修会の感想

- 今回の研修に参加するまで全く知識はありませんでしたが、内容がまとまっており、説明も分かりやすかったため、短時間で大切なポイントが理解できました。
- 公正取引委員会の職員による研修であり、正確な情報を直接聞く貴重な機会でした。
- 事例等も多く分かりやすかったです。このような研修を聞く機会もなかなか無いので、聞くことができて良かったです。テキストの内容も大変豊富でした。

◆ 研修会の実績

国の機関のほか、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合等の地方公共団体、地方公共団体で構成される協議会等（例：中央公共工事契約制度運用連絡協議会）への派遣実績があります。

また、政府出資法人、公的な研究所及び所管法人職員を集めた研修会への派遣実績もあります。

年度	発注機関主催の研修への講師派遣
平成27年度	289件
平成28年度	258件
平成29年度	275件

＜お問い合わせ先＞

関東甲信越地域につきましては以下の連絡先まで、他の地域につきましては参考資料1-1を御参照の上で各地方事務所等までお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課
TEL：03-3581-5471（内線2513）
FAX：03-3581-1945
E-mail：koushi-haken@jftc.go.jp

■入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）

改正 平成 15 年法律第 119 号
 平成 18 年法律第 110 号
 平成 19 年法律第 58 号
 平成 21 年法律第 51 号
 平成 26 年法律第 67 号

（趣旨）

第 1 条 この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第 3 条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与

行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

- 3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。
- 7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

- 2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。
- 5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。
- 6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第1項に規定する公庫の長をいう。）は、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第4条第1項の調査の結果を添えて」とする。
- 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第5項の規定は適用せず、地方自治法第243条の2第3項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第5条 各省各庁の長等は、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独

立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁)をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第3条第1項又は第2項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

- 2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。
- 3 各省各庁の長等又は任命権者は、第1項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第1項本文又は第2項の調査の結果を公表しなければならない。

(指定職員による調査)

- 第6条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第3条第4項、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項本文若しくは第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。
 - 3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁(財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)

- 第7条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(職員による入札等の妨害)

- 第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

(運用上の配慮)

- 第9条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

- 第10条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。)の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成15年7月16日法律第119号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成18年12月15日法律第110号)

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 8 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 9 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（調整規定）

第 10 条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号）又は地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則（平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 8 条の改正規定、第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の改正規定、第 8 条の 3 の改正規定（「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改める部分に限る。）、第 24 条、第 25 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の改正規定、第 43 条の次に 1 条を加える改正規定、第 59 条第 2 項の改正規定（「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改める部分に限る。）、第 66 条第 4 項の改正規定（「第 8 条第 1 項」を「第 8 条」に改める部分に限る。）、第 70 条の 13 第 1 項の改正規定（「第 8 条第 1 項」を「第 8 条」に改める部分に限る。）、第 70 条の 15 に後段を加える改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、第 84 条第 1 項の改正規定、第 89 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 90 条の改正規定、第 91 条の 2 の改正規定（同条第 1 号を削る部分に限る。）、第 93 条の改正規定並びに第 95 条の改正規定（同条第 1 項第 3 号中「（第 3 号を除く。）」を削る部分、同条第 2 項第 3 号中「、第 91 条第 4 号若しくは第 5 号（第 4 号に係る部分に限る。）、第 91 条の 2 第 1 号」を削る部分（第 91 条の 2 第 1 号に係る部分を除く。）及び第 95 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同条第 2 項の次に 2 項を加える部分を除く。）並びに附則第 9 条、第 14 条、第 16 条から第 19 条まで及び第 20 条第 1 項の規定、附則第 21 条中農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 の 2 及び第 73 条の 24 の改正規定並びに附則第 23 条及び第 24 条の規定は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 14 条第 2 項、第 18 条及び第 30 条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 29 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第 30 条 附則第 3 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

■私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（抄）

（定義）

第 2 条 （略）

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

第 3 条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

（事業者団体の禁止行為）

第 8 条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五 （略）

第 89 条 次の各号のいずれかに該当するものは、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
- 二 第 8 条第 1 号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

2 前項の未遂罪は、罰する。

■財政法（昭和 22 年法律第 34 号）（抄）

第 20 条 （略）

2 衆議院議長，参議院議長，最高裁判所長官，会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は，毎会計年度，第 18 条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書，継続費要求書，繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し，これを財務大臣に送付しなければならない。

第 21 条 財務大臣は，歳入予算明細書，衆議院，参議院，裁判所，会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。），内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し，閣議の決定を経なければならない。

■予算執行職員等の責任に関する法律（昭和 25 年法律第 172 号）（抄）

（予算執行職員の義務及び責任）

第 3 条 （略）

2 予算執行職員は，故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは，弁償の責に任じなければならない。

3 （略）

（弁償責任の検定，弁償命令及び通知義務）

第 4 条 会計検査院は，予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第 1 項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは，その事実があるかどうかを審理し，弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し，その事実の発生した日から 3 年を経過したときは，この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは，予算執行職員の任命権者（国家公務員（昭和 22 年法律第 120 号）第 55 条第 1 項に規定する任命権者をいい，当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあっては，都道府県知事とする。以下同じ。）は，その検定に従つて，弁償を命じなければならない。

3 （略）

4 各省各庁の長は，予算執行職員が前条第 1 項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは，遅滞なく，財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5～6 （略）

（公庫の予算執行職員に対する準用）

第 9 条 （略）

2 第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 条から前条までの規定は，前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし，国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については，第 6 条第 2 項の規定及び第 3 項の規定中人事院に対する通知に関する部分は，この限りでない。

3～5 （略）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（職員の賠償責任）

第 243 条の 2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認

三 支出又は支払

四 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～14 （略）

■独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（定義）

第 2 条 （略）

2～3 （略）

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

■国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（懲戒の場合）

第 82 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令及び同条第 4 項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 99 条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

■地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2～4 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2～3 （略）

■刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）

（公契約関係競売等妨害）

第 96 条の 6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

公正取引委員会所在地

	所 在 地	管 轄 区 域
公 正 取 引 委 員 会 本 局	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-5471	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 千葉県・東京都・神奈川県 新潟県・山梨県・長野県
北 海 道 事 務 所	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎5階 TEL 011-231-6300	北 海 道
東 北 事 務 所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL 022-225-7095	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中 部 事 務 所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館8階 TEL 052-961-9421	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近 畿 中 国 四 国 事 務 所	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL 06-6941-2173	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
近 畿 中 国 四 国 事 務 所 中 国 支 所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 TEL 082-228-1501	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
近 畿 中 国 四 国 事 務 所 四 国 支 所	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL 087-811-1750	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九 州 事 務 所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 TEL 092-431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 総 務 部 公 正 取 引 室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 TEL 098-866-0049	沖 縄 県

【申告・相談窓口（本局）】

- ①独占禁止法についての一般的な相談 …… 官 房 総 務 課
- ②入札談合等関与行為防止法についての
一般的な相談 …… 経済取引局総務課
- ③事業者及び事業者団体の活動についての相談… 相 談 指 導 室
- ④独占禁止法違反被疑事実についての申告 …… 情 報 管 理 室
- ⑤課徴金の減免に係る報告・相談 …… 課徴金減免管理官

このほか、各地方事務所等、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）でも、申告・相談をお受けしております。